

市区町村の支援業務のあり方
に関する検討ワーキンググループ
第6回議事録

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策推進室

第6回市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ 議事次第

日 時：平成29年2月2日（木）14:00～17:02

場 所：中央合同庁舎5号館専用第12会議室（12階）

1. 開 会

2. 議 事

（1）市区町村における在宅支援等の強化を図るための支援方策（ガイドライン）について

（4）その他

3. 閉 会

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第6回「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」を開催いたします。

構成員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本日、佐伯構成員、渡辺構成員から御欠席の御連絡をいただいております。

また、大変恐縮ですが、本日、他の用務等がございまして、事務局に出入りがありますことを御容赦いただきたいと思います。

それでは、これより先の議事は松本座長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○松本座長 こんにちは。お忙しいところお集まりいただき、どうもありがとうございます。

本日の議題は1点であります。御案内のように、市区町村における在宅支援の強化を図るための支援方策（ガイドライン）についてということで、市区町村のガイドラインについて御議論いただくということです。後でスケジュール等についても含めて、事務局から御説明をいただきたいと思います。

まず、事務局から資料の確認をお願いします。

○事務局 それでは、資料の確認をさせていただきます。

配付資料は右上に番号を振っておりますが、資料1～7、参考資料1～6です。構成員限りでございますが、参考資料2の別添資料もつけてありますので御確認ください。その他、構成員限りの机上配付資料で3種類ございますので御確認をお願いいたします。資料の欠落等がございましたら、事務局までお申しつけください。

以上でございます。

○松本座長 12月21日の前回のワーキンググループでは、支援拠点の運営指針案について御議論いただいて、その後のコアメンバー会議で文言の整理をして、一旦取りまとめを行うことができました。本日の参考資料1-1にそれがついておりますので御確認ください。これは1月20日の地方自治体向けの会議で市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱案として示されたとお聞きしております。

また、児童相談所と市区町村の協働のあり方に関わる共通アセスメントツールについては、先駆的な実践をされている岡山県からのヒアリングも前回は行って、時間の関係であまり議論ができませんでしたけれども、認識の共有をするということになったと思っております。

本日からは、市区町村における在宅支援等の強化を図るための支援方策、いわゆるガイドラインの作成について本格的な議論を開始したいと考えております。

議事に入りますけれども、先日行われたコアメンバー会議でガイドラインの素案について、たたき台案の全体構成について議論をいたしました。その主な検討事項、そこで出た話を事務局に整理していただいて、本日のたたき台が出ておりますので、まず事務局から、今後の日程を含めて御説明いただければと思っております。よろしくお願いたします。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 事務局でございます。本日配付しております資料の説明をさせていただきたいと思っております。少々お時間をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

大変恐縮なのですが、資料番号と説明の順番に若干入り練りがございますので、御留意いただければと思っております。

まず、資料6「都道府県（児童相談所）と市区町村の各種指針等に係る主な改正事項」というA4判の横の1枚紙をご覧くださいと思います。

本日から、今、座長からお話がありましたとおり、市区町村の在宅支援強化を図るための支援方策、いわゆるガイドラインというものを作成していただくこととなりますけれども、これまで市区町村では、市町村児童家庭相談援助指針というものがございまして、これは平成17年にできたものなのですが、そういったものが市区町村職員の実務的な指針ということで作成されておりました。一方で、都道府県（児童相談所）にも児童相談所運営指針というものがございまして、これについて幅広く活用されてきているということです。

これらにつきましては、今般の児童福祉法の改正において、施行が3段階に分かれておりまして、公布日と昨年10月1日施行分につきましては、それぞれ児童相談所の運営指針が昨年9月29日付、市町村の援助指針が10月31日付で、主な改正事項のところに書いてございます内容の形式的な改正を行ったということです。

今年4月1日改正もかなりありまして、そこで市町村では主な改正事項として、児童相談所から市町村への事案送致の件ですとか、子育て世代包括支援センターの法定化、さらには支援拠点の整備というようなこと、さらには要保護児童対策地域協議会の調整機関に専門職を配置すること、その研修事項の義務づけというようなものが、今年4月1日から施行されることになっておりまして、これらについて、この指針の内容をさらに改訂していく作業が必要だということです。

前回までのワーキングで、いわゆる支援拠点の運営指針の案を作成していただきました。さらに別の専門性のワーキングでは、要保護児童対策地域協議会の調整機関の研修カリキュラム等について既に作成していただいております。こういった内容を盛り込んだ形で援助指針を改正していくこととなります。一方、児童相談所の運営指針の方も同様の改正事項がございます。

□が児童相談所と市町村共通の事項で、■がそれぞれ独立した内容のものとなっておりますけれども、それぞれ大きく改正する必要があります。これらの改正事項を含め、指針全体の内容を抜本的に改正するというので、今年3月末までに今までの指針の抜本的改正をしていただくこととなります。

本ワーキングにおきましては、右側の市区町村の下の部分のことを本日から本格的に始めることとなります。さらに、来年度になりますけれども、この児童相談所の運営指針と市区町村の指針の改訂を踏まえまして、それぞれ共通となる子ども虐待対応の手引きというものも改訂を進めていくこととなります。これが、現時点でこのワーキングでどういっ

たことをまずするのかというところの全体像のお話でございます。

次に、資料を1つ戻っていただきまして、資料5をご覧くださいと思います。これも横ですけども、ガイドラインに関するこれまでのワーキング、第1回～第5回の構成員の主な意見をまとめた資料でございます。3ページまでの横の資料になります。

これまで第1回の総論的な意見交換ですとか、支援拠点の運営指針づくりのプロセスの中でも、ガイドラインに関しての御指摘、御意見が幾つかございました。それについて挙げてございますけれども、例えば第1回目の主な御意見としまして、1ページ目、第1回目の4つ目のポツ「市区町村と児童相談所の役割分担が強調・先行されすぎるとまずい点もあると考える。要対協の枠組みで他の機関も含めて、協働やケース共有、シェアするという視点・考え方が重要」ではないかという御意見。

さらに、下から2つ目「委託と事案の送致では、前の組織が作った見立てをそのまま受け継ぐのではなく、ケースの状況が変わるため、行政処分の効果や、現場での対応などもしっかり詰めておくことが必要」ではないかという御意見。

裏に行ってくださいまして、2ページ目でございますけれども、第2回ワーキングにおきましては、4つ目「児童相談所が枠組みをつくって、支援そのものは市町村が行うという構造の中で、どのように具体的にやっていくのかの整理が必要」ではないかということ。

その2つ下になりますが「在宅での通所指導などが、児童相談所から市区町村に委託をされてくる中で、10代後半の非行児童への在宅支援については、市町村として未知の領域であり、対応等を示すことが必要」ではないかという御意見。

さらに、3ページに行ってくださいまして、前々回、第4回ワーキングにおきましては、現行が「市町村児童家庭相談援助指針」という名称で作られておりますけれども、「市町村子ども家庭支援指針」とすべきではないか。

さらに「国及び県が、市町村を強化するためにどういった支援をできるのかということも議論する必要があるのではないか」。

あと「都道府県と市町村の役割分担・連携の基本的考え方の中に、都道府県からの支援や児童相談所のバックアップを含めて、指針に記載しても良いのか」。

最後のポツとして「ここで抜き出したことだけをやれば良いものではないため、援助指針を見ながら改訂をしていったほうが早いのではないか。援助指針をしっかりと検討することが必要」ではないかと、こういった御意見をこれまでのワーキングなどでいただいたところでございます。

当初は今般の法改正の主な改正事項に焦点を当てて、それについて御検討いただく予定でしたけれども、指針全体の見直しの中で、特に強化していかなければいけない部分などもあるということで、全体を見ながら指針を見直していったら良いのではないかとということで、今般、全般的な見直しをしていただくということにしております。

次に、具体的にどういったことをということになりますけれども、2つ戻っていただきまして、資料3をご覧くださいと思います。「『市町村子ども家庭支援指針（仮称）』（素

案) 目次・新旧対照表(案)」というものです。全部で8ページまである資料でございます。

先ほども申しましたように、右側が現行の市町村児童家庭相談援助指針の目次となります。これについては、平成16年の法改正で、児童家庭相談に応じることが市町村の業務として法律上明確化されたことを受けまして、その実務的な指針ということで策定されたものです。その後、法改正等を受けて順次改正がなされておりますけれども、直近の改正では昨年10月ですけれども、その前が平成22年3月末に改正されていたということで、長らく大きな改正がなかったということで、文章全体などを見ますと、今とちょっと違う点もあるのかなというようなものが見受けられるところでございます。今般、大きな法改正を受けて見直しの作業を進めていくこととなります。

左側が、これまでのワーキングの議論ですとか、コアメンバー会合での御指摘を踏まえて、現行の目次の内容に関して追記、修正をしたものが、この赤字の部分となります。これはあくまでも全体構成で、本日御議論いただくこととなりますけれども、例えば改正の事項としましては、まずは名称について、ワーキングでの御意見もありましたけれども、「子ども家庭支援指針」と、とりあえず仮称で入れさせていただいております。

第1章第2節の3番では「市町村と都道府県の協働・連携・役割分担の基本的考え方」ということで、これまでは「都道府県と市町村の役割分担・連携の基本的考え方」と整理しておりましたけれども、今般の支援拠点の運営指針の中でも、やはり児童相談所と一緒に協働しながら支援をしていく必要があるのではないかという点がかかなり強調されておりましたので、こういった順番も入れかえ、さらに内容のところも充実をさせていく必要があるのではないかということにしております。

さらに、その次の第3節では「求められる基本的態度」としていたものを「求められる専門性」とさせていただいて、「基本的考え方」「知識」「技術」「態度」という項目立てにしております。これは別の専門性ワーキングの方で御議論いただきました要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職の到達目標ですとかカリキュラムなどを参考にして、このような書きぶりにして、そういったものを盛り込んでいくのではないかと考えております。

ちなみに、専門性ワーキングで御議論いただいた要保護児童対策地域協議会、調整機関の専門職の到達目標などの資料は、参考資料6として入れてございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

さらに、第4節では、議論いただいた支援拠点の整備。

第5節では、要保護児童対策地域協議会の記載があまりありませんでしたので、節として「要保護児童対策地域協議会の役割・機能」というものを特出したということです。

第2章では、市町村の具体的な業務ということで、ここでは前回まで御議論いただきました支援拠点の運営指針の案の項目立てに沿った形で、第1節から第5節まで節立てをしているということになります。

おめくりいただいて、3ページをご覧くださいまして、第3章では、その業務内容の中で相談対応の部分について特出しをされていて、これまでの現行の指針でもありましたけれども、相談種別ごとにどのように対応していったら良いのかということの留意事項を書くことにしてございます。

さらに、3ページの下第4章では、関係機関との連絡調整の中で特に重要視していく必要がある児童相談所との関係について特出しさせていただいて、1つ章立てを行ったということです。その第2節のところ、先ほどの協働・連携・役割分担の具体的な内容を、ここでしっかりと書き込んでいく必要があるのではないかと思います。

さらにめくっていただきまして、4ページ、第3節では、今般の法改正で新たに盛り込まれました都道府県（児童相談所）の指導措置について委託を受けての対応と、都道府県から市町村への送致への対応について、それぞれ特出しをして、ここでも書き込んでいく必要がある。

さらに第5節では、先ほどのワーキングでの議論の中にもありましたけれども、都道府県（児童相談所）の支援に関して書き込んでいったらどうかということで節を出しております。

5ページからが第5章になりまして、これは関係機関や地域協議会、市町村と関連深いそういった機関や協議会等との連携について、ずっと書いております。

1枚めくっていただいて、7ページの下ところが第6章で「子ども家庭支援における市町村の体制」を規定しております。この内容につきましては、支援拠点の運営指針の案の内容を、それぞれ項目立てしているということになります。

最後、8ページで、第7章になります。これまで「統計」ということでありましたけれども、設備なり器具なり検証という事項を、ここの中で最後につけ加えているということになります。

この全体の構成を受けまして、機械的に整理させていただいたのが資料4、ちょっと分厚い資料になりますけれども、「『市町村子ども家庭支援指針（仮称）』（素案）のたたき台（案）」となります。これもA4横の資料になります。ここでは、実際に先ほどの資料3の改正後の目次の案に沿いまして、全体を整理させていただいたものとなります。

現行の指針なのですが、今、ページ数で言うと、本文だけでも57ページ、別添、参考資料が約30ページで、合計87ページの指針になっています。今回、さらにこれにいろいろな追記、新たに記載する事項があると思いますので、その辺のボリューム感をどうしていくかということも御議論いただければと思っております。

資料4のつくりとしましては、新目次案に沿った形で、現行の文言、記載内容と支援拠点の運営指針の案で書かせていただいた内容をそれぞれ項目ごとに機械的に整理をさせていただいたものが、1枚めくっていただいて、5ページ以降にずらっと書かせていただいている内容となります。

目次のところはゴシックでそれぞれ書いていまして、目次以外の本文がありますけれど

も、その明朝体で書かれている文章が、現行の指針をそのまま項目ごとにスライドさせたものとなります。文章でゴシック体の部分があるのですけれども、例えば14ページ、第1章第4節のところでは拠点の整備ということになります。ここでゴシック体で書かれている部分は、おまとめいただいた支援拠点運営指針案の内容をそのままここにも記載させていただいているということです。

今回は、とりあえず特に現行の記載内容を修正せずに、皆様にもご覧いただくために、そのまま項目ごとに並べかえをさせていただき、さらに支援拠点運営指針案の内容も付け加えさせていただいたということになります。かなり重複している部分もありますし、先ほど申しましたように現行の指針の中で今般の改正の内容に合っているのかどうかというようなものですか、かなりしっかりと書かれている部分もあると思いますので、そのあたりを是非御検討いただいて、どういった構成にしていくのか、文章にしていくのかということをお話ししたいと思います。

最後になりますけれども、資料2をご覧くださいと思います。「『市町村子ども家庭支援指針（仮称）』（ガイドライン）（素案）のたたき台（案）の主な検討事項（案）」ということで、先ほど項目立てした内容のもので、新たに記載する必要がある事項ですとか、相当部分を追記・修正する必要がある事項、支援拠点運営指針案の内容にさらに追記する必要がある事項、裏面に行ってください、現行の内容を大幅に修正する必要がある事項ということで、それぞれこういったものを参考にさせていただいて、どういった部分に今般の改正の趣旨なり目的、さらには内容を具体的に書き込んでいったら良いかということで、特に事務局の方であらかじめピックアップさせていただいた事項が資料2のものになります。もちろんこれ以外にもいろいろと修正、書き込んでいった方が良いのではないかとこの事項もあると思いますので、その辺なども御検討いただきたいと思います。

最後、先ほど座長からもありましたが、今後の日程のお話になります。構成員の机上配付資料として、今後のスケジュール（案）という1枚紙になりますけれども、A4の横紙の資料になります。今般、本日を含めまして3月末、年度末までにワーキンググループを計3回、コアメンバー会合を計4回開催するというので、それぞれ合わせて7回の会合が予定されておりますけれども、その中でもろもろ具体的に議論を進めていただいて、年度末までにガイドライン案を取りまとめいただければと思います。

年度末に児童相談所の運営指針とあわせて自治体の方に通知という形で発出をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

来年度以降については、市区町村のワーキングで検討課題として4つあったのですけれども、1つ目と2つ目が今年度でとりあえずおまとめいただくということで、3つ目の検討事項として、要保護児童対策地域協議会のさらなる活用等による関係機関の連携強化のこと、さらに4つ目として、市区町村における総合的な支援体制の強化のあり方ということが検討事項として上げられておりますので、これまた来年度以降、こういった議論を進めていただければと思います。

スケジュールに関しては以上でございます。

最後に、先ほども座長からありましたが、前回、共通アセスメントツールに関しまして、岡山県からヒアリングをさせていただき、さらに前々回においては、事務局から案をお示しさせていただいて、もろもろ御議論していただいたところです。もう一つの専門性ワーキングの方でも同様の御議論をいただいたところでございまして、そのワーキングなどの御議論の中では、こちらからお示した評価項目の精査がさらに必要ではないかというような御意見ですとか、単なるチェックリストにならないようにするべきではないか、支援ベースのアセスメントも必要であって、慎重に議論するべきではないかといったような御意見をいただいたところでございます。前回のヒアリングなどにおきまして、さらに今、事務局で見直しの作業を進めているところでございまして、できましたところで御確認をいただいて、御意見をいただきたいと考えてございます。

少々長くなりましたけれども、説明は以上でございます。

○松本座長 ありがとうございます。

全体の進め方のイメージなのですけれども、今、事務局からも御説明がありましたけれども、確認をしておきたいと思えます。これは現行の市町村児童家庭相談援助指針のかなり大きな改訂という作業であります。これは4月の施行にあわせて通知として出されるものとなりますので、その内容を、かなり大きな法改正でございましたので、また、大きな改正がしばらくなかったということ、指針の改正もしばらくぶりだということもありましたので、この機会に構成も含めて大きく変えようということでもあります。

本日、御議論いただく機会があります。あとはワーキングが2回あります。3月1日と29日です。追っていきますと、29日は最後の確認ということになりますでしょうから、3月1日と本日が実質的に中身の議論を寄せていただくこととなります。ただ、議論しなければいけないことはかなり多いですので、この間にコアメンバー会議を挟んで整理をとにかくしていくこととなります。

本日幾つか御意見をいただいて、それをここにある、本日のコアメンバー会議、これが終わった後に居残り組で整理をいたしまして、23日にもう一度コアメンバー会議をして、3月1日に素案として出すものを整理することになりますので、なるべく、どういうことが必要であるかということをお示しいただくことと、どういう形で書けば良いかということを含めて、できれば23日のコアメンバー会議に間に合うように、それぞれお考えがあればメモのような形でお寄せいただくと、事務局も含めて取りまとめのことに有益でありますので、このスケジュールを含んで、かなり忙しい作業になりますけれども、よろしく願いいたします。

最初に、本日は井上座長代理から資料の提出をいただいておりますので、それを御説明いただきたいと思えます。その後で、まず全体のコンセプトについて、全体を通して作業を進めるときの考え方であるとか留意点について御議論いただくことと、2つ目は、全体の構成について本日はきちんと御議論いただきたい。その後で、それぞれのところで表現

の方法も含めて書かれるべきこと等々について御意見をいただくという進め方をしたいと思います。途中で1回休憩を挟むつもりでおります。

それでは、まず、井上先生からお願いします。

○井上座長代理 それでは、資料7の構成員提出資料をご覧ください。今回この資料を準備いたしましたのは、今お話にありましたが、市区町村における在宅支援の対象と、要支援・要保護の段階、グレードを今一度整理・確認したいと考えたからです。と言いますのも、この要支援・要保護のグレードによって、市区町村のどの部署が中心となって担当するのか、また、どのような支援を提供すべきなのかなどが異なってくるからです。支援を必要としているそれぞれのお子さんや保護者の真のニーズに見合った支援を提供していく上で、この作業は欠くことができないものだと思っています。

それでは、井上の資料の2ページ「市区町村における在宅支援の流れ」をご覧ください。ページ数は、事務局が準備してくれた番号をご覧ください。

市区町村における主な児童家庭相談窓口としては、児童福祉部局、中でも児童虐待防止主管課があります。ですので、気になる子どもや気になる妊婦・養育者の相談がさまざまな経路で入ってきます。

一方、市区町村が既に行っている事業の中での気付きで始まる場合もあります。ここでは、乳児全戸訪問事業や乳幼児健診など、市区町村の保健部局、特に母子保健主管課について示していますが、教育委員会部局、学校教育主管課や障害福祉課の子ども部会からの気付きも多くあります。

いずれにしても、このような気付きの後、子どもの安全・安心の確認と養育者への支援の視点に立った家族全体のアセスメントを行い、同時に、初期アセスメントの中で緊急度とリスクのアセスメントを行いながら、要支援・要保護の段階（グレード）を大まかに決めていきます。

3ページ、4ページは、虐待のステージと虐待予防支援の図です。大阪の佐藤拓代先生、東京の中板育美先生、どちらも長年の経験の結果から、初期の支援のあり次第で重篤な親子関係にならなくて済むグループ、つまり育児不安を抱えた家族群を、より健康な家族と、虐待に進む可能性のより強い家族群の間に設けています。

5ページをご覧ください。在宅支援の課題を簡単に書いています。ポイントは、要支援のあり方や、準備できるメニューが各市区町村で不均一であるということと、一番下にあります、市区町村で最も大事な、市区町村で子どもを育てていくことを支援するためのツールや人材が少ないことにあります。政令市や中核市のような大都市近辺では、このような関わりの基本は確立されてきていると思いますが、郡部に行きますと、考え方や支援体制に随分違いがあるように思います。

6ページをご覧ください。イギリスでも同じようなことが実は起こりまして、特にネグレクト事例の経過観察中での死亡例を経験した後、イギリスでは、G C P、グレーデッド・ケア・プロファイルと呼ばれ、我が国では、前回ヒアリングを行いました岡山県の薬師寺

さんたちが取り組んでこられた「子どもが心配」と呼ばれるチェックシートが開発されました。

7ページをご覧ください。中身は前回の薬師寺さんの御説明のとおりですので省略しまして、支援モデルの5段階のみ説明します。この「子どもが心配」の5段階は、3ページの中板先生の絵では「健康な家族」を除く黄色と赤の部分、上の方の3つです。それから、次の4ページの佐藤先生の図では、1.5次から上の4区切りに当たります。

7ページに戻ってください。ですので、この図で説明しますと、一番下の要支援1は母子保健のみ、2は母子保健と市町村児童福祉、3は市町村児童福祉と児童相談所、4は児童相談所と市町村児童福祉、5は児童相談所となります。

上の扇形の図を見まして、その5段階を岡山県の「子どもが心配」に照らし合わせますと、心配の程度として3段階に分けているという状況です。この絵はそういう意味です。

ですが、私たちは、先ほどの5段階の分類の方があまり悩まずに分類できると思っていますので、5段階が良いのではないかと考えているのですが、御議論いただきたいと思っております。

この「子どもが心配」のチェックシートで、基本的な生活と安全・安心、愛情、子どもの尊厳の項目を確認して、その後、17ページ、千葉県家族関係支援のためのアセスメントシートの上の方にあるのですが、「親の意識」の項、A B C Dで書いているところは分かりますか。そこにあるように、養育者が支援を受け入れる姿勢があるのかないのか、虐待としての認知があるのかないのかで大きく分けて、要支援のグレードを最終的に決定していくのが妥当と考えています。

次に、8ページをご覧ください。具体的な例を示します。この図は、こんにち赤ちゃん訪問集計表を示しています。以前、本ワーキングの構成員資料として私が紹介しました大分県中津市で使っているものですが、本表の数字はあらかじめ加工されていますので、数字の入力ミスがありますが、これは気にしないようにしてください。ざっとこのような形で整理しますと、97%前後の家庭に対して訪問を行って、継続訪問支援を行う対象は大体、最初の段階で18~20%が継続訪問となります。ですので、その大半が先ほどの要支援1もしくは2となります。もちろん最初から要支援3~5に当たるケースもあります。これらを市区町村の中でフォローしていき、アセスメントを繰り返しながら、1歳6カ月健診後に8%ぐらいが継続訪問として残ります。この8%として残っているのは、要支援1は逆に減ってきて、要支援2が増えてくる状況になってきます。

このような市区町村のフォロー体制の中で、いきなり要支援3以上のケースがぽんと出てきた場合は、市区町村、児童相談所、スーパーバイザー、その他関連機関が合同で検討を行って、一体どこがどうなったのでこういう状態になってしまったのかをもう一回きちんと話し合うようにしています。お分かりになると思いますけれども、母子保健のデータが大切というのは、ここでこういう状態があるからなのです。

次のページ以降は、市区町村在宅支援に役立つ資料を載せています。もう時間もありませんので飛ばします。

9ページは、大阪府と千葉県の資料を載せています。千葉県の資料は、第4回の本会資料として加藤構成員からも出ていました。千葉県は、要保護児童対策地域協議会ができる前の虐待防止ネットワーク事業のころから我々も注目してきた県ですが、平成19年3月の試案の方、これがすごく大事だと思います。その結果、先ほどの図のアセスメントシートがその後に出てきているのですが、これにつきましては、加藤構成員、安部構成員からも補足していただけたらと思っております。

次の10ページにあります滋賀県からのマニュアルですが、平成24年3月改訂版が出ています。この滋賀県の改訂版は、私は本当に驚いたのですけれども、今回の28年改正児童福祉法の理念に沿った考え方が、24年3月の段階でかなりできているという状況でした。

それから、安部先生も御存じのその下の青森県とか、加藤先生の資料をここに上げています。

○松本座長 これは中身が出ていないで、資料のタイトルだけです。

○井上座長代理 タイトルだけです。申しわけない。全部出すと大変になると思いましたが、PDFで全部開けますので、よろしかったら見ていただけたらなと思っております。

滋賀県の方のこれは本当に意味があると思えますし、青森県の対応方針の新しい部分もやはり大事です。相談の段階で、青森県と三重県、これは大阪の佐藤先生たちも非常に大切にしている流れですし、そういったものの中で重要と思われるものだけここに準備しておりますので、見ていただけたらと思っております。

その中から抽出した資料が、その後の図で、東京の母子保健の方を見ますと、大体要保護のところはどういう位置付けをされているのかというのが想定できると思えますし、資料でいきますと13ページの横長の黄色やらいろいろ小さい字で書いているのですが、この図をよく読むと非常に流れが分かってくるので、これも見ていただけたらと思っております。

長くなりましてすみません。以上です。

○松本座長 ありがとうございます。

井上先生に補足をしていただきたいのは、これから何回かに分けて議論する援助指針の改訂について、今、いろいろ御紹介いただいた具体例あるいは基本的な考え方は、どういう形で関わると言いますか、特に井上先生のお考えということで、どういうところでこういう考え方を引き継いでいくべきだとお考えになって、今のお話をいただいたかということです。

○井上座長代理 それは今回の法改正で一番大切な、子どもを真ん中に据えるということ。2番目に、子どもの実の保護者を支援するというところで、虐待者を見つけてどうのこうのという形ではないということが大事なのです。ですから、必ず子ども、そしてその養育者を支援するためのアセスメントを行って、現在ある市区町村の使えるものを使っていきながら、その家族が虐待と呼ばれるようになる前に、それを改善できれば30~40%の家族がひどい状態にならないで済むなという状況が分かっていますので、そういった取組を各市町村が考えてくださったかなと思ってお話ししました。

以上です。

○松本座長 ありがとうございます。

それでは、先ほども申し上げましたように、これから5時までの時間で議論をしていきたいと思います。最初に、今の井上先生のお話も全体を通した考え方といいますか、改訂すべきガイドラインにどのような考え方を盛り込んでいくかという観点でのお話かと思いますが、今の井上先生のお話を含めて、他に、基本的にはこういう考え方でいくべきである、あるいはこういうことに留意して作らねばならないということについて、総論的なことになりませうけれども、全体の考え方を共有しておきたいと思いますので、御意見があれば、どうぞお願いします。

○奥山眞紀子構成員 奥山です。

ガイドラインを全部は細かくは見られないのですけれども、ざっと読ませていただいて、児童相談所の指針をそのまま持ってきたところがかかなり多くて、本当に市町村の立場に立っている指針なのだろうかというのが疑問です。

なので、やはり今、井上先生がおっしゃったように、市町村ではこういう見方で物を見ていくのだということを確認にした上で、それに合った形で指針を作っていくかと思いません。例えば指針の21ページ「相談・通告の受付」というところから本来の相談の業務に関して書かれているのかと思います。

○松本座長 指針というのは、このたたき台の案。

○奥山眞紀子構成員 たたき台の案です。

そういうところでも、本来だったら相談から入ってと井上先生がおっしゃっていたような流れがあるにも関わらず、相談は少ししか書かれていなくて、通告のことが大きく書かれていて、更に通告に関して読むと、警察の身柄つき通告までが出てくるというような形では、市町村の人たちが読まれても、本当に自分たちが何をすれば良いのかが分からない状態になってしまうのではないかと思うのです。ですから、理念を共有した上で、市町村がやることをきちんと明確に考えた上で、その場に立った指針になっていくような形にしていかなければいけないかなと思うのですが、1カ月余りでできるのだろうかという不安があります。

あと1つ、井上先生に御質問なのですけれども、最初の流れ図を書いていただいて、そのとおりだと思うのです。ただ、これは支援を決めるまでの流れみたいな感じですね。支援そのものの流れではない。

○井上座長代理 そうです。

○奥山眞紀子構成員 だから、恐らくこの初期アセスメントといっても、それも非常に簡単なものから、深く考える必要があるものまであって、簡単なものに関しては、そこから支援という形になるのでしょうか。支援そのものの流れというより、どちらかという要支援・要保護児童等に関してをメインにした流れを書いていただいたということだと思えます。それ以外のこともあると考えて良いですね。

○井上座長代理 言われるとおりです。そこまでは、とりあえずの段階を見ているのです。グレードの中身を決める段階では、先ほど出しました岡山県の「子どもが心配」の中身にあるような要素を見ることによって、どこをどう見たら良いか分からなかったのが明確に、こういうところに気をつければ見落としが減るのかということが分かってくるので、加藤先生の在宅支援のあれにもあると思いますが、そこら辺のところを意識して次に進む、そのように考えていただいたら良いと思います。

○奥山眞紀子構成員 ありがとうございます。

○松本座長 今、奥山構成員からの御発言は、全体の大きなコンセプトということで、やはり市町村は児童相談所の運営指針とはまた立場が違って、市町村としてどういう観点で援助を行うべきかということを中心にきちんとして出した上で、それに沿った形で構成すべきだという御発言ですね。大変大事な観点かと思えます。

加藤構成員。

○加藤構成員 私も常々言っているのは、支援とは何かということでは、やはり親御さんも困っているのだから、親の話もきっちり聞いて、何に困っているのかということから入ろうと。ということは、市町村というのは子どもと親のパートナーシップを取りつつ支援をする姿勢をもつという点ですね。そこら辺をきっちり自覚されながら、どのような形でやっていくのか。

要支援というのも、本日、井上先生が示していただいて良いなと思うのは、どこの部分でどういうことをするのが今、非常に漠としているのです。ですから、市区町村によっても要支援といってすごくたくさんケースを持っていて、もう少しその前でいろいろなことができるのではないかと。子育て支援の方の利用者支援事業で、どういう形で支援の相談をやっていくのかということにもつながってくると思うのです。ですから、そこら辺は明確に。明確にならない部分もあると思うのですけれども、姿勢としては、こういうことでありたいと思っています。

以上です。

○松本座長 今の御発言は、先ほどの奥山構成員の御発言と方向としては同じ形で、もう少し支援というものを具体的にどう考えたら良いかということを中心にすべきであると。特に相談のところですね。

全体の構成の中にどこにどう入れていくかは別にして、基本的なコンセプトとして、考え方について、もう少し意見を交換したいと思います。次に、そこが一定出た段階で、全体の構成ということの議論に入りたいと思いますので、他にいかがでしょうか。今のお二方の御発言は、大体ここで共有されているような考え方かと思えますけれども、同じような観点でも、またちょっと別の論点でも結構ですが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○鈴木構成員 鈴木です。

基本的に同じ考え方で、現場でやっていて通告か相談なのかということでは、ちょっ

と毛色が違うというか、奥山先生が言っていることと同じ点と、ちょっと違う点というか、両方大事であって、初期に入ってくる情報というか、隣のうちで泣き声通報がありますよ云々といったら、どういう情報をキャッチしてそれに対応するかというのは、それはまたそれで大事な話なので、そうすると構成の話でそのこのところ。通告先になっている以上、それへの対応は必要なので、それとあと通常、日常的に来るような相談の場合に、どうやってその支援の中心に入っていくかという話を構成で分けるのかなと、聞きながら思った点が1点です。

もう一点、井上構成員が出された共通アセスのシートで、ここで何回か出ていますけれども、いろいろな良いところがあって、最終的な締め方の問題として2つあると思うのです。両極なのですけれども、御自由にどうぞというか、それぞれの自治体で県と市の関係が多分あるのだから、何も言わないというか、参考というだけなのか、この会議で良いものを先ほど井上先生が言ったみたいにピックアップして、こういうところが良いのではないかというのを示してやる。その中間というか、絶対にこれが良いですよというので従いなさいということはできないのしょうけれども、せつかく良いところを皆さん気付いているところがあるのだったら、そちらの方向のものを何かしら形として残すというのがあって良いのかなと、聞いていて感想として思いました。

○松本座長 今の点ですか。

○加藤構成員 相談と通告ということについてなのですけれども、私は以前、児童虐待防止法ができる前に10年間、児童虐待防止協会のホットラインで相談の電話を受けていたわけです。相談も通告も実際に児童相談所に紹介するというのもやりました。結局相談・通告で共通する姿勢は何かというと、やはりその裏に子どもがいるということです。子どもの安全を私たちはまず常に念頭に置く。ですから、親御さんの相談もそれは十分に、親御さんが子どもをたたいたという話から来るのですけれども、だけれども、よくその話を聞いていたら、その後子どもを抱き締めて、そして、本日は一緒にお昼寝したんですというような話の場合は、そうですか、子どもの安全・安心が守られているなということなのですけれども、そこら辺の相談以上の危険性があれば、それはやはり気になるということで、通告・介入ということになると思うのです。ですから、やはり併記していくことは、そんなに矛盾しないことではないかと思ったのが1点です。

以上、この話で一旦。

○松本座長 相談と通告というか、その両方の対応について、どんな形で書き込むかというのは、次の目次の構成のところでもう一度議論をきちんとしませんか。大変大事な点かと思えます。

あと、鈴木さんがおっしゃったアセスメントの問題については、シートの具体例を示すよりは、やはりアセスメントというものの考え方ですね。どういう考え方に沿ってなされていくべきものなのかということは、こちらの指針に分かりやすく書かないとまずいだろうなとお話を聞きながら思っていました。それはむしろ中身として一旦議論をして、誰か

下書きを書いてみるとか、論点を少し整理してみるという作業が必要になるかもしれません。

他にいかがでしょうか。

どうぞ。

○吉田雇用均等・児童家庭局長 事務局が発言するのではないかとと思いますが、非常に限られた1カ月ちょっとという時間で大作業をしていただく立場からで恐縮なのですが、議論の初めなので改めてということなのですが、分量が非常に多いこの指針、児童相談所の運営指針はある意味で、関係者もある程度専門だとか、切り取れていたり、マニュアルのように使われているのが皮膚感覚で我々国としても分かるのですが、16年の法改正を踏まえて市区町村にお願いをして以来、我々としてもいろいろな御意見を聞いて、多少間隔はあきましたが、今の指針をお示ししている。

一方で、市区町村で、特にここには現場の御経験のある先生方も多いのですが、この指針はどう使われているのか、どう見られているのか。まさに困ったときに、こういうものがある。例えば先ほどの幾つかの自治体が先駆的にやっていたいているシートのように、一定自治体で御議論をいただいて、これがあると使いやすいねということで現場で使われているものも、これはなかなかイメージしやすく、それを先ほど鈴木先生がおっしゃったように少し横展するとか、一本にはしないにしても、それぞれの自治体の現場に気づきのメッセージを送るというのは、今回の作業を通じてしていただけるのかなと思うのです。先ほど奥山構成員と加藤構成員がおっしゃったように、まずコンセプトとして市区町村のこの関係の仕事をする方に、どういう考え方でやっていただきたいのか、あるいはノウハウの部分なのかというところを、現場で今どう使われているのかをお聞かせいただいた上で、これから事務方として先生方の意見を落とし込んでいく作業の参考にさせていただければありがたいなど。

本来、私どもの通知ですので、通知を示している私どもに責任があるのですが、この機会に少しそのあたりも現場の感覚としてお聞かせいただけるとありがたいのですが、いかがでしょうか。

○松本座長 今、御発言いただいた点は、大変大事な点かと思いますが。特に今回、せっかく書き直しますので、市区町村から見たときに使い勝手の良い、あるいはこちらの書く方も、こういうふうに使ってくれということメッセージとしてきちんと明確にする作業が必要だと思うのです。ですので、現行どういう使われ方をしているのかということがあれば、あるいは上手く使えていないとすれば、その反省に立った上で、このように使ってほしいということきちんと出していく。あるいはそういうときに市区町村の方から見て分かりやすいものにしていくことが大事かと思いますが、今の局長の御発言に関わって、何か御意見なり現状ということでありましたら、最初の機会ですので。

加賀美さん。

○加賀美構成員 とんちんかんな話になるかもしれませんが。多分、先ほどの奥山構成員の

お話にあったように、児童相談所の運営指針とあまり変わらずというところが何故起きているのかというのは、基本的には16年の改正が市町村に通告の窓口を作ったというところにあったわけです。今回、実は今これから議論になる児童相談所の役割の問題を議論することと絡んで、このことは、つまり通告の窓口をどう整理するのかということとも関係がありそうな感じがするのです。

したがって、これは簡単にここで作れないのではないかと私は逆に思っていて、そういう構造化がどう図られるかということと連動して考えなければならないことになるのではないかと、何となく思っております。

混乱させるような話になってしまうのですが、先ほど鈴木構成員からもあったように、今、実際問題として、通告というのは真っ先に重要事項として市町村が動かなければならないことになって、相談とか支援という分野がむしろ後になってしまう構造化が起きている。そのこのところをもう一回立ち返って、市町村の役割は子育て支援、子育て支援、そういうところに観点があるということで、そのこのところを中心にして、この指針、ガイドラインを考えていくのが重要ではないかと私も感じています。

○松本座長 いかがでしょうか。

○安部構成員 加賀美先生とちょっと違うのですけれども、確かに16年にできた市町村児童家庭相談運営指針は、加賀美先生が言われるように、児童福祉法が改正になって、市町村が子ども家庭相談の場になったときに、今まで市町村は虐待通告の窓口を全然していなかったもので、結局、児童相談所の運営指針を持ってくるしかなかった。だから、できた当初から、これは児童相談所の運営指針のコピーではないかという感じで言われていたことですし、そういう意味で、今回大幅に変えるのはとても大事な気がします。

私ももう一つ別のワーキングに入っていて、児童相談所のあり方をどうするかとか、通告先をどうするかという話があるのですけれども、その中で、やはり市町村がよりこれから先、力をつけて支援していきましようという流れは間違いないですね。その中で、運営指針、先ほど局長さんの、どう使われているかという、市町村の方は運営指針を見るよりも、各都道府県が作っている運営マニュアルの方を見ている気がします。だけれども、運営マニュアルはどこから作っているかという、やはり運営指針からなのです。

もう一つは、鈴木さんがいろいろなところで言ったら良いよという話もあったのですけれども、国が出す通知ですね。子ども家庭支援指針にしても、ベースラインを作るといっか、基本これでいしましようという方向性を明確に示す。それに都道府県によってばらつきがあったりとか、やり方の違いがあっても良いけれども、全体の方向性はこうですよということを明確に示すことの方が大事ではないかという気がしますので、確かにとてもタイトな時間なのですけれども、そういう意味で、具体的、技術的なことよりも、理念として市町村がきちんと子どもの支援をしていく。そして、市町村と関係機関と児童相談所が連携をして、一緒になって関わっていくのだという、その手段としての通知とか送致はあるけれども、それはあくまで目的ではなくて、どうやって一緒になっていくか。それを市

町村も責任を持ってやりましょうということを明確にするための指針は、ここでは絶対に
出さなければいけない気がします。

以上です。

○松本座長 どうぞ。

○鈴木構成員 再び鈴木です。

自分の経験だと、いろいろなところを回って意見聴取しているので、2つ話させていた
だきたいのですけれども、私自身は、最初にやっていたとき、この指針があるのは知らな
かったのです。誰からも教えてもらえなくて、それは情けない話ですけれども、いろいろ
勉強をして、いろいろな本を集めていって、どう対応したら良いのか。市区町村の場合、
もともと保健師や保育士がいますので、相談対応については、先ほどの先生方と意見は違
うのかもしれないですけれども、ある程度自分たちでできるのです。ノウハウはかなり持
っている。だけれども、自分たちが分からない部分は、送致したらどうになってしまうのか
とか、法的な手続がどうなっていくのかというところが不安で、逆にどうしているかとい
うと、相手方、児童相談所との関係で、児童相談所はどういう運営指針を持っているのか、
どういった対応をしていくのかというので、相手方という言い方は変ですけれども、その先
を勉強するために児童相談所の運営指針とかを読み込んで勉強しているのですけれども
というようなことはやっていたのです。

私はもともと法務が専門なので、調べていくうちに、こういうものがあると最後の方で
分かってきて、結構読んでいくと使える部分があるなという認識だったのです。

何が言いたいかというと、今回、私は、何回も強調しているので、せっかくこれだけの
ものがあるのに、それを今回も変えて作るのは、周知力が足りないだけと言ったら極論で
すけれども、こういうものは出しているし、みんなこんなものがあるのだというのをばん
ばん市区町村に示していくことで、初期の私みたいな人間がいなくなってくるのかなと。
23区の間でも、話をしているこの話題になったことはほとんどないのです。だから、東
京都のガイドラインの関係でどうなるかとか、児童相談所運営指針は読んでいると思っ
たのですけれども、あと、逆に力をつけてくれば、ここまで読まなくたって自分たちでできる
ので、また要らなくなるのですけれども、私自身、今、職が変わって、いろいろな自治体
の人から聞いてみると、やはり知らないという方が圧倒的なのです。結構こういうことが
書いてあるよと私が情報提供したりすると、結構書いてあるのだと分かるというのがあ
って、局長の話から私自身が思うのは、考え方も、あとはここで提示するマニュアルも、か
なり使えるというのは、このワーキングに入って意見交換していると余計にそう思うので、
その意味では、両方を示していく。これに従えということではないと思うのですが、せ
っかくこれだけ時間をかけて知見を集めていて、いろいろな先生方もいて、現場の間
もいるので、考え方もそうですし、かなり具体的なものを示して、今の知見からすれば、改
正法を受けてこれぐらいが良いと思うよというのを示したいですし、それは現場にはすぐ
役に立つものだと考えています。

○松本座長 どうぞ。

○奥山眞紀子構成員 確かに周知もしなければいけないのでしょうかけれども、読みやすくもしなければいけないのかなと思います。今回の3月までは通知という形で出すのは、そのまま通知という形で、あとはホームページに載るのかもしれないですが、本当はPDFになったときに、どこか関係部位があったらクリックすると飛べるような形になっていけば、使いやすくなるのではないかと思います。それは4月以降の話だと思いますけれども、そういう使いやすいものも一方で追求した方が良いのかなと思います。

○井上座長代理 大事な意見をありがとうございます。

その2つの観点で、まず指針のところに、これは自分の案なのですけれども、章立てで第5章の「関連機関、地域協議会との連携」以降で各部署を説明している分は、これだけ独立させて付録みたいな形で別個の説明をするような形にすると、若干見やすくなる可能性がありますよということはお伝えしておきたいと思います。

先ほど局長が言われた質問ですが、私が提出しました大阪のあの中は、大阪府が市町村全部に何を使ってどうやっているか質問しています。それによると、国が出している分に関しては30%の利用率でした。ですが、先ほど安部先生が言われたとおりで、大阪府が出している分は国の分をちゃんと横目で見ながら作っておりますので、どこが違うのと聞いたら、大阪府から出ている分は、大阪府内のどこにどういうものがあるとか、そういうものが全部入っているの、その県の人にとっては使いやすい。だから、それがぐっと上がってきているという状態があると思います。

ですので、私はやはりこの指針自体はきちんと出すべきだと思うし、田舎に行けば行くほど、どうしたら良いのか分からない、何から見たら良いのか分からない、そういう方たちが巣立ってきたときに、こういうものが使えるのだというようなものを出していただくと、本当に役に立つのではないか。大きいところは自分たちでどんどんされると思いますので、そこを意識していただけたらなと思います。

○松本座長 他はいかがでしょうか。

先に高松さん、続いて新澤さん。

○高松構成員 本当に小さい町から来ているのですけれども、今、虐待のケースに関しましては、隣の町から来たり、またうちの町から出ていったりして、要保護児童対策地域協議会の中でケースの引き継ぎを受けることも結構あるのですけれども、本当に期待している内容が記載されていなかったり、市町村によってその捉え方はすごくまちまちで、困るときがあります。また、果たしてうちも他の町が期待しているようなものを提出しているのかというのは、すごく不安になるときもあります。指針を盛り込んだような共通のアセスメントシートを作るのが、市町村にとっては一番理解しやすいところになるのではないかと思いますし、また、共通の最低のラインのところでも、うちは虐待はないよと言っているような市町村でも、気づきの部分にはなってくるのではないかと思います。

○新澤構成員 新澤です。

最初に出た市区町村ならではのという意味では、今まで市区町村で児童相談所が行っているものの、前回は話しました終結とかいう問題があるのですけれども、ある程度、通告から受理、そしてアセスメントして、対応して、リスクが下がったら終結みたいなことは、事務手続的な要素というか、そういう決まりがあると思うので、市区町村もそういったことを実際にやっていくことになると思うのですが、実際は、このケースは終わっちゃうのとか、終結をしても必ず見守り続けていかなければいけないというのは、多分、市区町村レベルではそういったものがたくさんあると思うのです。恐らく市区町村では再受理というものが相当数あると思うのです。一回終わっても、何年かしたらまた下の子が生まれてすぐ受理とか、そういうことが結構あって、そうすると市区町村にその役割がおりてくると、もうちょっと末端の関係機関から、市区町村はまた終わっちゃうのとか、そういったようなことが必ず出てくるのではないかと思うのです。

なので、終結というものの考え方とか、子どもが成人していくまで、これが切れ目ない支援ということなのだと思うのですけれども、地域というか、市区町村の中でどのようにそういったものを作っていくかが示されないと、それこそ児童相談所の指針のコピーが市区町村においてきたみたいな形になってしまうのではないかと感じます。

○加藤構成員 私自身アセスメントの指標づくりに関わってきた者としては、転居とかのときに市町村の理解の温度差がすごくあるなど常々実感します。それと、今、おっしゃったように、調査をしておりますと、えっ、もう終結したのと驚く市町村もあります。それはやはり子どものニーズがちゃんと把握できていたのかどうかがいまいであったり、家族全体的見立てがない場合に、簡単に終われるという感じになっている。

見たてができていないことを防ぐためには市区町村としてアセスメント力を標準化し、さらにレベルアップするためにも、ある程度一定の共通枠組みを示しておく。子どものニーズの視点から困っている部分、子どもの安全から緊急に把握しておくべき部分、さらに親も子育てに困っている点はどこか、など、共通する言葉と指標が持てれば良いと思います。

以上です。

○井上座長代理 今、物すごく大事なところが出ました。何故、私は本日この5段階を示したかということ、要保護児童対策地域協議会でやっているのが要支援3から2の終わりぐらいのところなのです。そこで終結で、終わっているという感覚が間違いで、要保護児童対策地域協議会で上がっているのは終結したのですけれども、ポピュレーションに戻しますということで、要支援1あるいは2の初め。そこで残って、市区町村の母子保健が見たり、学校が基本で見たり、要支援1・2で見ているのですよというところでワンクッション置いて、それがさらに上手くいったら終結になるのです。ですから、要保護児童対策地域協議会でやっていて終結云々の話をしていると、ぽつんと終わっているような気がするのですけれども、もう一個ありますよということ意識していただきたいくて、5段階出しました。

以上です。

○北村構成員 豊橋市の北村です。

自分も初めてこういった仕事の現場に来たときに、頼るものがなくて、何を見るべきかというところでは、この指針は非常に参考になった部分が実務の中ではあったかなと思っています。新しく来た職員、本当に事務職で人事異動の中で新しく回ってきたポジションでこの仕事をやる職員にとっては、非常に全体的なところが見える内容でして、非常に分かりやすい部分もあったかなと個人的には今、振り返って思い出すところです。

ただ、行政の中でいくと、やはり法令とかコンプライアンス、法令遵守というところで守らなければいけない法律は非常に守ろうとするのですけれども、理念的な部分とか努力義務は、どうしても努めなければいけないのだったら、やらなければいけないとは違うので、やらない。そのような解釈に流れてしまうところがあって、コンプライアンスと言いながらも、狭い意味でのコンプライアンスとすごく広い意味でのコンプライアンスがあって、こういったものは、これを見てどのように市町村が広げていくかというところから始まるような起点になるものではないかと思うし、これさえやれば良いわけではなくて、これを使ってどのようにやるかということが必要な最初のところになるのかなと思うので、これだけをやれば良いというものではなくて、ここからこれを使ってどのように支援できるかというものになると、良いかなと思います。

○松本座長 他はいかがでしょうか。

○加賀美構成員 私は、必要ないという意見を言ったわけではなくて、多分、児童福祉法の改正法が4月からスタートをする、それに向けてこの指針を出さなければいけないというは間違いのないところだろうと思います。ただ、考え方とすれば、恐らくまだ進行形で、先ほど私がぼろっと申し上げた児童相談所の役割等々についての検討があることを前提にしながら、今回のこの指針の中身も、それに向けて直すわけにはいかないでしょうが、そんなことも視野に入れながら議論していった方が良いような気がしています。

それから、今の御意見のように、大きな意味でのコンプライアンスは、まさに今回、児童福祉法の改正がされたということで、この理念の哲学のところが一番大きく変えられたわけですから、そういう観点をしっかりとこの中に盛り込むことが大事なのだろうなと思っています。

以上です。

○松本座長 他にいかがでしょうか。

今、かなり大事な観点がいっぱい出てきたと思います。一つにまとめることはできませんけれども、こうしたものの意味は、基本的に共有すべき考え方と、あるいは実務を進めていく上での考え方ですね。それはきちんと書き込まれるべきだろうと。そこがベースになっているいろいろなことが組み立てられるのだということが一つ出てきた。そのときの考え方は、一つはやはり市区町村が支援ベースで仕事をしていく。その力をつけなければいけないというときに、どういう考え方に立つのかということと、もう一つは、他の市区町

村あるいは児童相談所なり他の機関と連携して、協働を進めていくときに共有すべきような考え方をきちんと示しておくことが大事だろうと。実際の役立ち方としては、そのようなものを共有していくときのツールになるとか、あるいは新任の職員がそれを頼るであるとか、あるいは各自治体がいろいろな独自のものを考えていくときのベースラインになっていくような使われ方があるということで、もう一つは、実際に今どの程度使われているかどうか分かりませんが、これから市区町村も含めて職員の専門性を上げていこうというときの教材を作るベースになっていくものだと個人的には思っています。

そういう観点で、もちろん短い時間ですので、今後の制度改正なりもあるということを含めると、一旦まとめてもそういう観点でまた書き直していかなければいけないところが出てくるだろうということを前提にして、今この時点で共通になる考え方、あるいは実務を進めていくときの考え方をきちんと書くという観点でこれをまとめていくことが、全体の御意見に通底していたことかと思えます。そういう理解でよろしいでしょうか。

この後、本日は全体の目次の構成ですね。そういうことを反映させていくために、どういう構成であるべきかということが一つ、大きなこととしてあります。もう一つは、個々の中身について、今、事務局で作っていただいているものは、現行のガイドラインを少し構成を変えて流し込んでいただいたものと、拠点の運営指針について作ったものを分けて該当するところに入れていただいているものと、新たに起きるところは空欄のままになっていますので、そこをどう書いていくかというときの御意見をいただくことになります。

一旦休憩を挟んで、この後、具体的なということにしたいと思えますので、あの時計で30分から再開をしたいと思えます。再開後は、全体の構成案、目次のところについて意見をいただくことにしたいと思えます。

(休 憩)

○松本座長 それでは、時間になりましたので、再開をしたいと思えます。

本日の前半は、ガイドラインの基本的な考え方について、かなり積極的に御意見をいただいて、かつ一定の認識の共有ができたと考えております。どうもありがとうございました。

休憩時間中にふと思ったのですが、これは市町村向けのガイドラインですが、地域において相談業務に当たる他の関係機関にも共有されるべきものだと考えておりますし、また、そのような形で使ってほしいと積極的に出していく。これは児童相談所と市町村だけではなくて、地域における関係機関で共有すべきガイドラインとしても考えておくべきだろうということが1点あります。もちろん市町村として、自治体としてどういう仕事をすべきかということはありませんけれども、考え方のところは、市町村であろうが、他の関係機関であろうが同じ理念だと思えますので、そこは1点確認をしておきたいと思えます。よろしいですか。

あとはコンプライアンスの問題がありましたけれども、これはやはり通知として出ていることの意味は大きいと思いますので、そうした意味ではスタンダードになる共有すべきものということは確認しておきたいと思います。

全体の構成の議論に少し移りたいと思います。先ほど事務局から、現行の相談援助指針と現時点でのワーキンググループで一定議論をして整理した、本当にたたき台ではありますが、それを新旧対照として出していただきました。抜けているところ、順番も含めて整理をすべきところ、強調すべきところがたくさん出てくるとと思いますので、それについて自由に意見をいただければと思います。

先ほどの議論の中で出た意見としては、井上副座長から、関係機関の役割等、第5章になりますか。こここのところは本体部分から切って、むしろ付録という形にした方が全体がすっきりして分かりやすいのではないかという御意見が出ています。全体の構成ということで、いかがでしょうか。もちろん、本日で少し意見を出して、構成の議論をした上で内容の議論も含みたいと思いますけれども、内容の議論を進めていくうちに、また構成が若干変わるということはもちろん含んでありますが、現時点ということで、いかがでしょうか。

加藤さん、お願いします。

○加藤構成員 先ほど松本先生がおっしゃったように、このあり方の運営指針は誰のためのものかというときに、いろいろな機関にも読んでもらえるという意味では、やはり後ろではなくて真ん中に一緒に出しておいた方が、自分のところが出てきているわという形で自覚を促す意味では良いのかなと思った次第です。それはボリュームの問題で、もしもそのボリュームがすごくたくさんになるのであれば、やはり後ろのところで説明が必要かもしれません。しかしここはとても大事でみんなで一緒にやるのだという意味で、資料というよりは、そのメンバーの一人なのだという意味を込めて整理していただくのもありかなと思います。

○松本座長 今、井上さんからの御意見について、地域の関係者もきちんと位置づけるという観点は押さえた方が良いのではないかという御意見だと思います。

井上先生、それはいかがですか。

○井上座長代理 言われるとおりでと思います。

○松本座長 他はいかがでしょうか。

お願いします。

○奥山千鶴子構成員 子育てひろば全国連絡協議会の奥山です。

今の御指摘のとおり、やはり地域子育て支援も含め、今回、幅広に支援体制を構築していくということでは、私たちにもそれは関係があることであり、理念というところをしっかりと共有していく意味で、是非考え方のところをどこか真ん中あたりに、関係する大きな枠組みの図にも入れていただければと思います。ただし、細かい部分については、後半にもし具体的に入るのであれば、そのように区分して書くというやり方はない

かと思えます。

ただ、本当に今、大きな制度改革がある中で、子育て世代包括支援センターのことだとか、保育所、認定こども園、地域型保育給付事業だとか、いろいろ関連するものが新しく変わってきたところがあって、そこの整理が、自治体からしてみますと、子育て世代包括支援センターとこの新たな拠点はどう関係があるのだろうかとか、そういうことはとても今、関心がある部分だと思いますので、そこは最初のところにしっかりと示していくことが必要ではないかと思えます。

一方で、まだしっかりと決め込まれていないのに、書き込み過ぎるとまた後から変えるのが大変という部分もありますので、そこはしっかりと調整が図られてから、後半のところは一斉に出さなくても、後追いで出すということだってあるのかなと。先生方がこれまでコアメンバー会議でここまでお詰めになっていて、3月までの到達目標を見たときに、どこがすごく必ず決定し書き込むべき重要事項と、後からでもやれることとかの取捨選択のようなものも必要になってくるのではないかと全体を通して感じた点です。

以上です。

○松本座長 今の御意見としては、目次に反映させるとしたら、加藤さんの方も含めてですけれども、前のところで関係機関というのは、地域にはこんなことがあるのだよということをしちゃんと位置づけて出しておくことが重要ではないかということでしょうね。

後半の具体的なところについては、どのように書くかなり、どこに位置づけるかというのは、全体のバランスの中で考える。大体そのような観点の御発言ということで理解してよろしいですね。分かりました。

他はいかがでしょうか。

○安部構成員 先ほどの高松さんのお話を聞いて思ったのですけれども、終結と転居の話が入っていないかなと思いました。例えば第2章第2節の6に「総合調整」があるのですけれども、その後ろに終結というのをつけたらどうかと思いました。

それから、第2章第4節の「関係機関との連絡調整」の中に、転居先への通知みたいなものを入れたらどうかと思いました。

以上です。

○松本座長 終結と転居について項を起こして書くということですね。それは大変大事なことかと思えます。具体的な場所も、今、案としてお示しいただきました。

今の点に関わって何か御意見ありますでしょうか。大変重要な御指摘だと思います。終結のところがいつも曖昧なので、大体後でもめるというか、もめるといいういは妥当ではないかもしれませんが、もう一度混乱がある、あるいはケースの仕切り直しがまた必要になってくるということが多々あるかと思えますので、大変大事な御指摘だと思います。

他はいかがでしょうか。

○加藤構成員 用語だけ分からないので、よろしいですか。対照表の2ページの第4節「関

係機関との連絡調整」で、最初は2で「要保護児童対策地域協議会の活用」と書いているのですが、4で「地域協議会等との連携」と書いているのです。さらに、5ページの第5章は「関係機関、地域協議会等との連携」と書いていて、この地域協議会というのは何かというのが分からない。単純なのですが、要保護児童対策地域協議会のことなのか、その他の地域協議会の意味なのか、そういうところがぱっと見たときに分からないなというのが感想です。

○松本座長 お願いします。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 今の点ですけれども、参考資料1-1をご覧ください。そこのところで既に記載がありまして、7ページをご覧ください。支援拠点の運営指針では、いわゆる要保護児童対策地域協議会は協議会と略称してしまっていて、7ページの地域協議会というのは、ここで例示を挙げておりますけれども、例えば子ども・若者支援地域協議会ですとか、障害の自立支援協議会とか、そういったものを地域協議会ということにくくってございまして、目次だけ見ると分かりにくいのですけれども、本文の内容を見ると、こういうふうに一応規定はしているところなんです。

○松本座長 目次を見たときに大変混乱しがちだということなのですね。

どうぞ。

○澤構成員 私も運営指針のときにお電話もして、多分分かりづらいのではないかとこのところがあって、どういう意味ですかと確認させていただいた経緯があって、今おっしゃったとおりなのですけれども、私もすごく混乱しましたので、だとすれば、地域の各種協議会とか、そういう見出しの方がよろしいのではないかと思います。

あと、つけ加えて、今、竹中さんがおっしゃっていただきましたが、障害者総合支援法の市町村業務が、これも市町村の中でまた大きな柱になって、そこと障害児とか子どもの虐待というところと、親の精神障害というようなことで、非常にリンクするところが実務ではとても大きいのです。なので、このところで障害者総合支援法の自立支援協議会も入れた方がよろしいのではないかとこのことも、後づけで意見を言わせていただいた経緯があります。

○松本座長 今の御意見は、この協議会というのがちょっと分かりにくいので、地域における各種協議会というふうにし少し説明的にした方が混乱がないのではないかとこのことが1点ですね。それはそういう方向で一回整理した方が良いでしょうと思います。

もう一つは、精神保健と生涯のところについて、もう少し強調した方が良いでしょうかという御意見になりますか。

○澤構成員 第5章第9節の表現にも関連するかと思うのですが、これは知的、身体、それぞれ更生相談所となっているのですけれども、平成25年に名称が障害者自立支援法から総合支援法に変わってきていて、その中で法律用語として、我々は一般的には相談支援事業所とか、今は基幹相談支援事業所も作ろうというのが国の指針では大きな方針になっ

てきているので、それと自立支援協議会を各市町村に設置するようというところが大きな流れとしてはあるのです。

その中で、介護保険と同じように調査みたいなものをして、そこから障害の区分を出して、その区分に合った障害福祉サービスをチョイスして、それをマネジメントする、介護保険で言うケアマネジャーですね。それが相談支援事業所の中でも指定をとった相談支援事業所が限定されて、プランを立てることができるとなっているので、要保護児童対策地域協議会でもかかりながら、母子保健でもかかりながら、障害児であるので障害のプランを立てる、マネジメントをする障害児の相談支援事業所が絡むようなケースも珍しくなくて、あるのです。

ですので、9節のところの書き方をもう一回法律の用語と照らし合わせて確認した方が良いのかなと思います。なので、事業所というよりも、今、マネジメントするちゃんとした職種というか、指定をとった相談支援事業所が計画を立てますので、そこときちんと連携することは非常に重要なことだと思うので、ここをちょっと整理した方が良いかと思います。

○松本座長 では、加藤さん、それから安部さん。

○加藤構成員 あと、7ページのところなのですが、第11節の「里親、養子縁組家庭との関係」ということで、確かに市区町村で里親というのは社会的養護で、子どもを家庭的な環境で育てるということなのですが、養子縁組家庭というのも意識はしておかないといけないですが、この養子縁組家庭と市としてどうリンクするのかというのは、よく分からないなと思います。むしろ里親・養子縁組家庭への支援機関というか、NPOなどで家庭養護促進協会等がありますので、そういうところとの関係という形にしておかないと、市が、ここの家庭は養子縁組の家庭だから支援していきましょう、みたいな、そんなことではなくて、養子縁組というのは既に家庭として育てているわけですから、普通の養育家庭と同じなわけですね。それを養子縁組だという形でいくと、かえって親御さんが、すごくナイーブなことなので、そんなにマークされるのは嫌だという形で思われる。ですから、むしろ、その家庭を支援する機関という形の関係、私はその方が方分かりかすいかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○松本座長 今の点について御意見はいかがでしょうか。

どうぞ。

○安部構成員 養子縁組は2つあって、1つは特別養子縁組で、全然知らない子を養子にするのと、もう一つは普通養子で、特に再婚で子連れの人と結婚したときに相手方と養子にするというのと両方ある気がするのです。でも、どちらにしても新しい家族ができるので、そういう家庭への支援は必要な気がしますし、それは児童相談所ではなくて、支援という形での何らかの形だと思います。

ただ、これはここのワーキングで議論することではないと思うのですが、養子縁組をしたら、例えばこんにちは赤ちゃんみたいに、養子縁組した後に4カ月ぐらい市町村

が訪問しますよ、どうですか、何かあったらいつでも相談できますよということを仕組みとして作っておけば、市町村としても、養子縁組の手続のときに市町村の人が支援に来るかもしれないからみたいな話ができるかもしれないなと思いました。

○奥山眞紀子構成員 先生、ここでは「関係機関」の項に入ってしまったんですね。もちろん児童福祉法の中にでも、養子縁組の支援をするということは入ったわけなので、支援対象としてはあるのですけれども、養子縁組家庭が関係機関かという問題だと思うのです。

○松本座長 加藤さんの御発言もそういう趣旨ですね。

○加藤構成員 そうです。

○松本座長 関係機関との関係というときに入ると。

○奥山眞紀子構成員 おっしゃっていただいたように、里親というのは社会的養護としていろいろなところで関係して、支援側のチームとしても御活躍いただけるけれども、養子縁組はどうかというようなイメージですね。

○加藤構成員 そうです。

○奥山眞紀子構成員 それは難しいと思います。

○松本座長 今のところは整理が必要だと思います。里親は関係機関、関係機関との関係というときには、ただ、養子縁組家庭について一定の御支援が必要だという認識は、ここでは共有していると思いますので、そのことと、どのように整理をした上で書くかということは、検討が必要だということですね。分かりました。

他はいかがでしょうか。

安部さん、お願いします。

○安部構成員 先ほどの障害児の話なのですけれども、参考資料3の児童相談所運営指針を見たら、そのまま書いてありました。知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所との関係というのが書いてあって、何を言いたいかというところ、ここは、先ほど提案があったように変えた方が良くと思いますけれども、同時に、児童相談所の運営指針も変えた方が良くのかなと思いました。

以上です。

○松本座長 児童相談所の運営指針の関係で言うと、こちらで作業が先行していますので、こちらの方を先に議論して、固めて、それは児童相談所の運営指針の改訂の方に連動させるというような作業の進め方の理解でよろしいですか。

お願いします。

○後藤構成員 ちょっと細かな話になるかもしれませんが、第3章の「相談種別ごとの対応における留意事項」です。コアメンバーの中でもかなり議論していただいたようなのですけれども、ここの順番を、育成相談を前に出したりとかいうところは、恐らく市町村で身近な相談を前に出したということだったかと思うのですが、もうちょっと吟味が必要かなと思っています。1つは、育成等相談の中に通常の種別分類の中では性格行動相

談というものがあるのですけれども、ここに抜けている感じがします。家庭内暴力とかを含むもので、最近そういう相談も結構、暴力的な子どもが多いということで多いみたいなので、そのように思っています。

ここの相談種別の整理なのですけれども、その他のところにまた幾つかつけ加えられたりもしているのですが、大もとは、中身を見させてもらったところ、第2章第2節の3番「相談等への対応」の中に、相談種別は別表のとおりということで示されているのです。なので、そこの整合性と、どのような整理をするのかというのは、もうちょっと検討が必要かなと思いました。

加えて、第3章の相談種別のところなのですけれども、第5節「非行相談」です。ここはかなり細かく、不良行為相談というのは実は統計分類にもなくて、児童相談所運営指針にもないのですね。ある意味ここは非常に勉強になった思いがあるのですけれども、こちら辺も細かくするのか、非行相談一本でくくって若干中を詳しく書くかとか、書き方の問題はあろうかと思えます。いずれにしても、相談種別ごとの対応の留意事項は、そんなに踏み込んだ内容ではないのですけれども、市町村の中で対応するのか、必要に応じては一時保護等を含めて児童相談所の人と連携するのかということを書き込んでいただいているので必要性はあるかと思えますし、児童相談所運営指針には、この相談種別ごとの留意事項はないのです。そういう意味では非常に貴重な中身になっていると思えますので、そういうことも含めて御検討いただけると良いかなと思っています。

以上です。

○松本座長 奥山構成員。

○奥山眞紀子構成員 私は逆に要らないのではないかと思っているのです。この相談種別自体が時代おくれだと思っています。特に名前などを見るとそう思います。特に先ほどおっしゃっていただいた別添3に書いてあるのは、それしか相談はないのだと思われたら困ると思うのです。市町村で受ける相談は非常に幅広いので、最初から、相談種別が分かかって、ではそれぞれ留意しましょうとはならないはずだと思います。これは最後の統計としてこの分類になっていますと書き入れるので良いのではないかという程度の思いなのです。

ですから、ここでの相談種別ごとの留意点というよりも、状況によると思います。例えば不登校の相談を受ける中で、学校の方から不登校ということで依頼があったときには、居場所をきちんと特定して安全確認も必要なのだということが書かれることになります。ところが、これを読むと、不登校相談は全て安全確認が必要といった記載になっています。ですから、非常に飛び抜けた内容が書いてあるというイメージなのです。先ほどのように初任の方がこれを読んでしまうと、不登校は安全確認なのだと思うわけです。それはまずいのではないかなと思っていますので、全体として相談をどう受けるべきかというのを書いて、最後、統計上こうなっていますから、こう統計してくださいぐらいの感じなのではないかと思えます。

○松本座長 今のところは、実務ベースで見たときにどういうことが望ましいかというこ

とと、もう一つは、やはり区分されない、最初の入り口は相談の全体像と言いますか、総論みたいなものがきちんとしていないと、この区分だけが先走るとまずいだらうというのが奥山先生の今の御意見だったと思いますけれども、ここはちょっと丁寧に議論したいと思います。どうするにしても大変重要なところだと思いますので、ここについて御意見ありませんか。

はい。

○・澤構成員 コア会議の中でもすごくこのことは時間を割いてお話をしました。その結果、1つ入れたことは、第3節に専門性という言葉を入れて、もう一つの市町村の調整機関の専門職の研修のワーキンググループの目指すべきと言ったらあれですけども、市町村の専門性はどういうところを目指していくのかというところとリンクさせていく必要があるのではないかとというような議論もコア会議の中でしてきたところだと思います。

○松本座長 1章3節ですね。

○・澤構成員 ごめんなさい、1章3節です。そこに専門性と入れて、1、2、3、4で「態度」となりますので、ここをもう少し、私たちが市町村としてどういう専門性を持つべきなのかということを書き込んでいく、場合によっては具体的に書き込んでいく。市町村からすると、何を求められているのかということがここで示されれば、奥山先生がおっしゃったように、この相談はこういうふうにと、この相談はこういうふうにと、そのように実際のところ切り分けているわけではないので、最後の統計のときには、大体こういう相談はここに入れるとか、そういう整理の仕方を示すものはもちろん今でも出ているわけですけども、我々市町村の立場からすると、私たちは専門性を高めなさいと言われていたけれども、どういう専門性なのかということ、ここでしっかりとできる限り詳しく示すことが求められているというか、必要な指針になるかなと感じております。

○奥山眞紀子構成員 コア会議でその辺のいろいろな議論の中で、第1節で総論を入れてもらいましょうという話になったのですけれども、総論が入っても伝わるのかというのが1つと、そのときに申し上げた特定妊婦はその他の相談に入ってしまったのですが、その他もろもろの一つかみみたいな感じになってしまうのですね。

やはり相談種別ごとの対応における留意事項というのはやめて、相談種別の分類はこういう形になっていますというのを示したらどうかと思うのです。

○北村構成員 この相談種別のところなのですが、もちろん統計としても非常に重要な意義があるところですが、相談種別をどこに当てはめるかを見誤ると、その後の対応も変わってしまうところがありまして、非常にアセスメントにもつながるところになります。実は重度のネグレクトを単なる不登校の相談にしていたとか、虐待相談であるべきだったものを養護その他で見てしまったとか、そういったところは非常にあるので、相談種別が出ていることと、相談種別に当てはまる場所の、それはアセスメントになるのか、留意事項なのかということ、少し盛り込んでいただくと良いのではないかと思います。

○加藤構成員 私も、調査をしていますと、実際に非行の背景は親の虐待とかネグレクト

というときに、どちらに統計を入れるのかという形で迷ってしまう。そうではなくて、本当は子どものニーズからいくはずなのですね。何故非行したかといったら、親がこうだった、家族がこんな感じだったからと、そういうことが分かっていったら良いので、ここについては、やはりどういうところら辺をポイントとして押さえておくのか、そういったことの方が大事かなと思いました。

○松本座長 そうすると、構成としてはそのまま残して、内容の書き方をもう少し工夫するという御意見ですか。目次の構成という点では、これは。

○加藤構成員 そうですね。なかなか難しいなと、すぐに答えにくい。ただ、このような視点、例えば非行が起こったときには、問題行動が起こったときには、すぐに学校の先生が注意したということではなくて、こういうことを理解しましょうと、そういう意味で、こういう子どもの行動はあらわれますよと。相談にも乗りましょうと。そういうことでは、種類としてこういうものがありますよという程度で良いのかなと思いました。

○松本座長 どうぞ。

○奥山眞紀子構成員 そういう意味では、相談種別の分類といった表題にして、分類の考え方などを載せる形にするというのはいかがでしょうか。相談種別というのが先にあって、その留意事項という形にするとおかしくなってしまうのではないかと思います。

先ほど種別を間違えると大変になるということがあげられました。そのとおりなのですが、逆について、昔から児童相談所を見ていると、相談種別を決めたことによって動かなくなるというのもあるのです。養護相談と言ってしまったがために、ずっと養護相談でいて、虐待相談に切りかわらなかったというのもあります。それは市町村でも実はあって、もともとDVがあったのだけれども、今は大丈夫だったから、転居した先の市町村では養護的な相談だという形で受けていた。ところが、もとはDVだということが抜けていってしまうわけです。そうすると、結局新たな男性が出てきたときの危険性が判断できないということになるので、分類することのメリットと危険性をしっかりと書くぐらいなイメージも必要なのではないかと思います。

○松本座長 先に安部さん。

○安部構成員 参考資料6に人材育成のワーキンググループで要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職の到達目標があるのです。例えばその4ページの下の方に、非行問題の概要について説明することができるかと、5ページの一番上に、少年事件、刑事事件に関する警察の対応と、その後の司法手続について述べるということが書いてあって、逆に、市町村の調整機関というか、市町村窓口はこれぐらいできてくださいねということなのですから、ここに書いてあることの答えを指針の中に書かなければいけないのではないかなという気も若干します。

答えではないですが、少なくともちゃんと身につけるとっておきながら、その中身は何か、どこにも書いていないのはおかしいかなと。ここで書くのか、手引きで書くの分からないけれども、ぱっと見ると、ちゃんと書いてあるところもあるけれども、結構

抜けているところもある。心理検査のことなんか全然何も書いていないとか、心理士を入れると言いながら何も書いていないとか思うと、これを到達目標として書いている以上、やはりその中身は一定程度どこかで示す必要がある気はしました。

以上です。

○松本座長 なかなか考え出すと難しいですけども、ただ、今のままで留意点だけ並べるのはまずいというのは皆さん一致していると思うのです。最初の話に戻りますけれども、市町村の仕事として相談支援が軸になりますよということがあるので、そのところが前に出てきて、相談とはどういうことかということがないとまずかろうと。ただ、その中の分類をすることの考え方のようなことが述べられた上で、留意点というのか、それは今、安部さんがおっしゃったような形で、知っておくべきことということを少しポイントでということは書かれるべきではないだろうかというのが今出てきたところだと思います。

お手が挙がっていましたね。

○高松構成員 相談種別を最初から分けようとしても市町村の中でいろいろな相談を受けてくるのですけれども、はっきり言って何が何だか分からないし、全部が当てはまっているようなところもいっぱいあって、このような形で相談対応しましたとなってしまうと、とにかく本当になれていない市町村だったら、その分類種別一点に当てはめてしまうような危険性もあるのではないかと思うのです。

ですから、先ほど言ったように、状況によってとか、経過によっては状況が変わってくることも本当にいっぱいあるので、こういう相談の場合は別枠で対応マニュアルみたいな形やアセスメントシートで標記し、留意事項の分類種別としてくる必要はないのかなという感じは思っています。

○鈴木構成員 安部先生の話とすごく関連して、コアでも話していたのは、専門のワーキングの方でやったものはこちらに入れて良いよねという話をしていたと思うのです。逆に質問なのですけれども、これの回答ではないのですけれども、先ほど言った注意点、こういうものは研修で学ぶべきというのは、このコア会議では、回答という言い方は変ですが、このようなものだというのは出さないのですか。これで終わってしまうというか、そうすると、まさにこちらのワーキングでその部分は入れなければいけないねという、こちらで考える話になるのですけれども、考え方としては、これはこれで専門的な知識が必要とか、研修が必要とかいったら、その概要とかは作られてしかるべきなのかなと思うのですが、その辺はどのような形になっているのですかというのをお聞きしたいのです。

○松本座長 人材育成の方のワーキングでどういう考え方で進めているかということですね。

○安部構成員 私が答えるべきものかどうか分かりませんが、両方に出ているので言うと、向こうのワーキングではこの議論は終わりました。カリキュラムを作って、これを実施してくださいと。そのカリキュラムを作って、なおかつ、カリキュラムをクリアすればいいだけではなくて、そのカリキュラムを通してこういうことができるように、到達目標とし

てこのような人になりましょうみたいな目標で、今はその議論は終わって別の議論に移っていますので、向こうで答えが出るわけではないです。

○松本座長 そうすると、今の鈴木さんの質問に答える形になると、別にこれ以上何かをするということではないということですね。

現行のたたき台でいくと、3章の構成と書き方なり書くときの基本的な考え方について、先ほど私が整理をしましたけれども、そういう整理の仕方で良いのかどうか、もう少し確認なり意見をいただければと思うのです。

○安部構成員 整理をもう一回言ってください。

○松本座長 1つは、現行のやり方のように列挙するのはまずかろうということと、全体としては、新しく書いて今、議論しているガイドラインは、市町村の相談支援がどういう内容であるかということを理解することが基本なので、先に分類があるというよりも、先に相談があって、アセスメントはその前に出てきているので、そこがあることが前提になって、相談支援とはどういうことかということが先にある、その上で分類をするということの考え方ですね。どういう形で分類をするかということの考え方とか、重複するとかいろいろな形で問題点が増えていくことも含めて、分類のときの考え方のようなことを整理した上で、それぞれのところの留意点というか、知っておくべきことを整理していくということかと思ったのです。

後藤さん、その後、新澤さん、お願いします。

○後藤構成員 例えばですけれども、良いかどうか分かりませんが、相談種別がこれだけとかいうふうになると誤解を生じると思うのですけれども、主な特徴的な相談とか、そんな感じで幾つか例を引くみたいな、そうすると、特定妊婦などは上の方に持っていったり、そういう整理もできないことはないのかなと。これに限るとかではなくてです。相互の相談種別が重なったり、裏に虐待が潜んだり、そういうことに留意しないといけないとか、そういうことを出した方が良いのかなと。特徴的な相談については、こういうところをポイントに置いて対応すべきだみたいなものがあると、マニュアル的なのとか、ポイントの押さえとしては非常に良いのではないかと私は思います。

○新澤構成員 最初に奥山先生が言ったところとも少し重なると思うのですが、これは福祉行政報告の分類ありきで分類が決まっているのですね。そこと結局かみ合わないから、現場でやっていくときには福祉行政報告用の統計と2通りのことが出てきてしまうようなことが起きてくると思うのです。そこら辺をどうするかというところが重要なのかなと。恐らく現場でケースワークをするときに、これは何とか分類の相談だよみたいなやり方はあまりしないと思うのです。最終的に操作的統計というか、これにはこれが当てはまるかなという形の方が多くて、いろいろなことが複合的に起きているので、虐待の結果、不登校になっているとか、何とかの結果、そうなっているみたいなことが多いので、その辺の区分けを考えていくのが良いのかなと思うのです。

○奥山眞紀子構成員 教えていただきたいのですけれども、例えば児童相談所でこれを分

類する場合、今みたいな、虐待ゆえに非行になっている場合はどちらに入れるとかいうのは決まっているのですか。

○後藤構成員 決まっていらないと思います。決めてもその都度動いたり、よく聞くのは、この前、議論されていたのですかね。虐待に入れない方が後が楽だからみたいなことを聞いたりすることはありますけれども、例えば私がやっていたときは、できるだけ虐待でとれと。児童相談所では結構この種別は重要視するのです。先ほどおっしゃった方がいらっしゃいましたけれども、アセスメントの一環でもあるのです。主訴は何かというか、相談種別は何でとるかというのは非常に大きなウエートを占めるところで、より危険な方にとっていくというか、そういう観点は持つようにという話をしてきましたけれども、相談を概念分けするときに非常に有効なツールの一つではあります。ただ、逆にそれに縛られてまずくなるということも確かにあるとは思いますが、かなり児童相談所では重視しています。

○奥山眞紀子構成員 ありがとうございます。

問題が何かというところで分類するのか、今、一番先に支援するところがどこかというところで分類するのかということがありますね。例えば発達障害がある。障害は障害なのだけれども、それによって親子関係にいろいろな問題が起きてくる。でも、今は障害としてのサービスを入れていくのが一番だと考えるので障害相談に分類するとか、その辺がどういところでどちらに分類するの分からないと非常に難しそうな気がしました。

○加藤構成員 やはり主訴みたいな形で、うちの子は物ばかり盗ってしまいますみたいなことで非行ととってしまうのか、よく調査してみたら、保護者が子どもを放置しているというようなことが明らかになっている場合もあるので、ので、主訴と本当の実情というのは違う。だけれども、今の統計のとり方であれば、例えば主訴の方からいっているのかなとは思っています。その行為からどのように考えるかという、そこの考え方ですね。やはり説明をしていかないと、この単独の項目だけ、例えば不登校というだけでは分からないので、どう見るかという見立てみたいな、そういうものをきっちり理解しましょうというのであれば、それはそれで、親が困っていることは不登校なのねというのは分かるだろうということだと思います。統計でとるとするのは難しいのです。

○松本座長 お願いします。

○安部構成員 統計は統計で、特に福祉行政で児童相談所の統計と比較するためにも合わせなければいけないというのがあって、動かさないのだろうなという気はするのです。でも、ここで書かなければいけないことは、相談種別は置いておくとしても、アセスメントに関わると思うのですけれども、加藤先生が言われたように、親が問題と思っているところは何か、相談者が問題だと思っている主訴は何かということと、安全確認も含めて子どもの状態はどうか。そして、親御さんの病気だとかも含めた家族の状況、親子関係、5つ目が支援の状況、そういうところを押さえた上で判断しなさいよということが、ここに書くべきことなのかなという気はするのです。それが結果として、どの相談種別になる

か。子どもの状況によって相談種別が決まったり、虐待という親子関係で相談種別が決まったりするのですが、そういう5つのポイントぐらいを判断した上で決めてくださいということを書かなければいけない。

そうすると、相談のあり方みたいなこととしてここを書くのか、それとも単純に後ろの方で、相談種別のつけ方みたいなところで事務的なこととして書くのか、どちらかだと思います。

以上です。

○奥山眞紀子構成員 統計のためにやるのだとしたら、ましてや、どう分類するのかをきちんと決めておかなければ統計にならない。統計を取っても意味がないということになると思うのです。だとしたら、やはり幾つかの方法を提示することだと思います。主訴で決めるのか、それとも今一番必要とされている支援で決めるのか、あるいはリスクの問題があるから、まず虐待かどうかを判断してください、そうでなければ次にこちらかどうかを考えてください、そうでなければ次にというような形で決めていくのか。それを提示しておかないと、統計が意味を持たないということになってしまうのではないのでしょうか。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 現状、これは相談のとり方、統計のところでは児童相談所なり市町村にお示ししている記載要領があるのです。福祉行政報告例という年度ごとにまとめたすごいものがあるのですが、確かに奥山先生がおっしゃったように、相談種別は原則として判定会議、援助方針会議等の結果により分類する。相談種別が2欄以上に該当するときは、主な相談のみに計上するという記載です。だから、これを見て、あとは自治体の方が判断していただくところに統計上は分類しているというのが現状です。

○安部構成員 これは奥山先生が言ったことになっているはずですね。

○奥山眞紀子構成員 今のだと勝手に決めてよいという感じですね。判定会議をやって、これだと思いと分類して良い。だから、一番根底にあるのは虐待だから「虐待」にするのか、今必要な支援は障害に対する支援だから「障害」にするのかというのは、どこも決めていないということですね。

○・澤構成員 そこに書いていないかもしれないですが、実施はもうちょっと、例えば養護相談とはどういうものかとかいうのは、私たち東京都の方からもう少し丁寧なものが示されていて、基本的な考え方とすれば、複数の問題がもちろんあるわけですね。だけれども、統計上はどれか一つにしてくださいというのがルールで、それも今、竹中さんがおっしゃったように、たくさん問題があるのだけれども、主たる相談を一つ選んでください。ただ、その中に虐待があった場合は虐待を優先してくださいというルールがあります。

間違いありませんよね。北海道も同じですよ。

○高松構成員 同じです。

○・澤構成員 同じだそうです。

それから、もちろん、もう少しアセスメントとか情報がふえていく中で、最初は別の例

えば非行相談でとっていたけれども、もう少し情報を加えていくと、これは虐待が背景にあるねといった場合は、もちろん種別の変更をその都度していく。それもルールというか、基本的な考え方として多分市町村はみんな押さえているところだと思います。

○奥山眞紀子構成員 そうすると、どういう支援を今すべきかということは関係なく、主たる診断名に近いような考え方と考えると良いですか。

○鈴木構成員 基本的にどういう支援をするかというのは、受理会議とかを当然やっていくので、奥山先生がずっと話しているように、これは障害の支援が必要ですかねとか、いろいろなものを組み合わせてやっていくわけです。でも、これは最初に井上先生が示した図が幾つかあって、あの三角の考え方は、私たちというか現場ではあって、これは虐待の一番上の部分だ、直ちに入らなければいけないねとか、もう少し緩やかに支援で支えなければいけないね、三角で言えばちょっと下の方だよねというのは、そこで把握をして、みんなで意見を出し合って、虐待は虐待でとろうと。ちょっと極端ですけども、虐待ですぐにやらなければいけないねという場面と、ここはもうちょっと緩やかかというので、あとは虐待かどうか。どういう支援が必要なのかはそこで決めて、統計上で言えば、その結果として虐待かどうかの統計はその段階で決めていると思うのです。あと、細かくその他にもうちょっとどこが必要かは事務的な手続なので、その場で議論をして、みんなで決定して診断をしようというところまでしていなくて、あとは事務担当者がちょっと振り分けをしているとかというのが実情。

事務担当者がという言い方は変ですが、大分けにこんなものだよねというところで、そんなに力はそこに注いでいないとか、統計上のどこに振り分けというのは、自治体ごと、場所によって、虐待かどうかというところはきっちりしているのでしょうけれども、それ以外の区別はかならずれていたりという部分があるのは実情なのです。支援は何が必要かというところは一番重要なので、今回のマニュアルでいえば、その部分は当然必要で、ただ、奥山先生が言うみたいに、統計上はどうなのかというのも、もしあれだったら用語の説明なのか、こういう形でやっていますとかいうのを分けて事務的なものを載せておく。それをすれば、自治体としても混乱はしないのかなと思います。

○松本座長 ちょっと良いですか。今、統計のとり方の話にもなってきているので、それはちょっと別の話として最後のところで必要であればまた議論をする。あるいは附則としてマニュアルの資料に掲載するということは考えたいと思います。

○奥山眞紀子構成員 1つ、先ほど性格行動相談がないという話が出たのですけれども、サブカテゴリーまで市町村がつけるのですか。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 机上配付の1つとして参考資料2の本来の相談援助指針の別添の資料があるのですけれども、別添の3です。これはちょっと古いものなのですが、一番左に養護相談、保健相談、障害相談とかあって、その右側に、本当はここは虐待相談とその他相談になっていて、保健相談とか、肢体不自由とかで、下の方の育成相談のところは、性格行動相談、不登校相談とか、この左から2番目の分類です。要はこ

の分類ごとにつけていくという感じです。

○後藤構成員 先ほど私が発言したと重なるのですけれども、私もここを統計分類とリンクさせるのかなと思ったのですが、やはり切り離した方が良いのだろうと思います。ただし、例えば不登校なら不登校。不登校相談と分類するのか、虐待相談と分類するのかは別にして、不登校に関わる相談があったときはこういう点に留意してくださいねみたいなことは、私はやはり必要だと思うのです。そういうキーワードみたいなものを幾つか出して、そういうときにこういう観点で見てくださいねみたいなものは、あった方がガイドラインとしては親切かなと思います。

○北村構成員 自分もそこは同じように思うのですが、あと、目次の第2章第2節「子ども家庭支援全般に係る業務」の3番に「相談等への対応」というのがありまして、ここで先ほど鈴木さんが言われたような、虐待通告としてとるのかどうなのか、通告として調査したけれども、これは虐待相談ではなかったというような形でのふるい分けがされていくところがありまして、相談等への対応というところでは、できるだけ通告としてとるようにとか、通告と言わなくてもこちらは通告としてとる場合もあるとか、そういったところの御相談の対応をするときの留意事項、入り口でのリスクをしっかりと捉えるようにということはどうなっているところがありまして、それを受けての相談の分類が出てきても、流れとしては、決して相談の分類にとらわれた行動につながるわけではないかなと思っています。

○奥山眞紀子構成員 そのとおりだと思うので、流れがあって、最終的に分類で、分類によって、使えるリソースの違いもあるので、分類することが悪いことだとは思わないのです。先ほど言ったメリット、デメリットを考えるとということはあるのです。ただ、何しろこの分類は古過ぎると思います。今のままではADHDは障害には入らないことになりますね。もう少し何とかならないかなと思います。

変えられないなら、ここではしっかりと言いわけを書けば良いと思います。統計をとる以上こういう分類になっているけれども、分類の意味はあるし、この分類以外でも対応はしなければいけないのだというようなことも含めて書かないと、たとえば、ADHDは全く入らなくなってしまう分類なのです。その他の精神障害も障害に入らないですね。

○松本座長 加賀美さん。

○加賀美構成員 もっと単純化して考えると、相談種別ごとの対応という言い回しから入っているところに既に問題がありそうな感じがします。その言い回しのところを変えて、観点を変えていったらいかがでしょうか。

○松本座長 タイトルそのものも意味づけが違うと思います。今の議論でいくと、このタイトルそのものは、もう一度再考してみることが必要だと考えています。

3章の内容について、かなり御意見いただきました。この後の居残り会議で整理をすることにしたいと思いますけれども、それではよろしゅうございますか。ここについて、書くべき内容がかなり変わってくることになると思いますので、あるいは書くべき内容のメモ

をお願いするとか、そういうことが出てくるかもしれませんので、そのときには言わないでください。

他のところで全体を通して、今、目次の構成について議論をしていますので、お願いします。

○奥山千鶴子構成員 第5章の「関係機関、地域協議会等との連携」のところなのですが、先ほど安部先生から御紹介があった参考資料6の研修の骨子（案）の最後の15ページ、16ページあたりにまとめたカリキュラムの案があると思うのです。今回この5章のところは一つ一つ関係機関を並べるような形になっているのですけれども、それをもう少し中項目と言いましょか、社会的養護の部分ですとか、子ども虐待ですとか、母子保健だとか、子どもの所属機関というところでは、学校組織だとか教育機関、保育所等のというような形で少し大ぐりにしているところがあると思いますが、もう少しそのような整理をした方が分かりやすいのではないかと思いましたので、こちらとの連動も意識された方が良いかと思いました。

以上です。

○松本座長 確かにざっと並ぶよりも、少し大ぐりがあって、その中のというふうにあった方が分かりやすいだろうと思います。ありがとうございます。

他に、どうぞ。

○奥山眞紀子構成員 先ほど、確かにそうだなと思ったのが、年齢に応じた対応が必要ではないかということと、先ほど終結という話があったのですけれども、もう一つは、自立をしていくところことに関しての支援がどこかに入っているか良いのかなと思います。あと、具体的ところで別件なのですけれども、4ページの4章3節で、指導措置の委託と送致は分けた方が良いのではないかと考えます。送致というのは、どちらかというインテンシブなケアがそれほど今は必要ない可能性が高いということで、都道府県から市町村への送致ということになるのでしょうかし、指導委託への対応になると、かなりインテンシブなケアが必要だからこそ指導委託になるので、この2つは分けて書いた方が良いのではないかと思いました。

○澤構成員 私も、今、奥山先生がおっしゃったことを言いたいなと思っていたのですけれども、先日、逆送致ということも分からないまま、我が子ども家庭支援センターは、今、私は精神保健とか母子保健の保健センターにいますから、こんなものをもらったので、地区の担当の保健師さん、一緒にどうしてもらいたいのがよく分からないのですけれども、小学校に上がっているお子さんだったので、どうしてほしいのかなという連絡がまだ来ないまま、紙だけ来ているのです。とある都道府県から来ている送致書なのです。それがうちの区長宛てに来ていて、うちの渋谷区子ども家庭支援センターが受理して、私はこれをどう思っているのと、送致書って送致書ですよ。自分たちが今まで東京都に出している送致書と区別もつかないでいたということで、つい先週の話なのですけれども、愕然としているのです。というぐらい、恐らく現場の人は、もうこれは施行されているわけ

ですね。これはいつからでしたっけ。6月3日からでしたか。施行されていませんか。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 送致は4月1日です。

○・澤構成員 そうですか。それはどうしたら良いのでしょうか。私、どこかで見て、送致は4月1日かなと思っていたのだけれども、何かのところでひっくり返したら、もう施行されているのだと、ちょっと勘違いしていたのですね。どこかでそんなふうを読み違えていたのですけれども、読み違えているということも現場が分かっていないわけですよ。先週の話です。

なので、改めて新しい枠組みなので、逆送致とは書いてありませんけれども、都道府県から市町村が受ける送致がどういうものなのかとか、どうやって受けとめていくのかということなども含めて、これはきちんと書かないと大変なことになるなと思いました。

ちなみに、そのケースは一時保護されていたのですけれども、離婚したもう一人の保護者のところに引き取られたということで、その引き取り手の保護者に問題ないということで送致をされてきたのです。そういうことで良いのかどうか、私もどう考えれば良いのかなと思っているところです。それで今、不調が起きているということで、支援が必要だということになっているのです。

何が言いたいかというところ、こここそ丁寧に書かないと、新しい法的な枠組みなので、非常に見誤るなと思っています。

○奥山眞紀子構成員 もう一つ、確か昔からあった通知というのがありますね。あれはどこかにもともと書かれているのですか。

○・澤構成員 あれは市町村が都道府県、児童相談所に対して送致をして、例えば送致は一時保護してくださいとか送致の中身を書くわけですね。だけれども、送致したにも関わらず、一向に一時保護としない場合、最終的に通知という文書を出すのが東京ルールなのです。

○後藤構成員 それは法律事項です。

○・澤構成員 法律事項、イコールですかね。今のような解釈で良いのですね。

○奥山眞紀子構成員 送致をされたものに対して通知するということですね。

○・澤構成員 そうです。

○後藤構成員 そこははっきり覚えていませんけれども。

○奥山眞紀子構成員 それは児童相談所から市町村。

○後藤構成員 逆です。市町村から児童相談所への通知です。

○安部構成員 でも、今の話で、市町村から児童相談所への通知は第4章第2節で書かれていることですね。

○後藤構成員 そうです。

○松本座長 今の御意見でいろいろ出ましたけれども、1つは、4章3節のところ、送致については、注意を喚起するというのも含めて、あえて節を分けて書くということは御異論がないかと思います。

○・澤構成員 今回の部分は、児童相談所の方の指針では、要するに都道府県から市町村に送致をすることについてはどのように記載されるような、丁寧に書かれていくような形になるのでしょうか。

○松本座長 それについて私の理解です。もし間違っていたら、事務局の方から訂正してください。

それについて、どういうふうを書くということの案が今あるというよりは、こちらの方で書いたものの主語をひっくり返して、きちんと両方で、お互い送致というのはこういう考え方ですよということで共通の理解を作ることが必要ではないかと考えています。ここについては、児童相談所の方にどう書くかということが別途検討されているということではないと考えています。ただ、両方に理解の違いがあっては困るので、送致というのはこういう考え方で、押しつけ合う道具ではなくて、一緒に協働していくための一つのツールだというようなことを両方が理解することを目指すためにどのように書くかということだと思っています。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 先ほど奥山構成員から御指摘があった周知の関係ですけれども、資料4の現状と運営指針のガッチャンコ版のもので、19ページに相談対応の記載があるわけですけれども、⑤のところ。「市町村による援助、児童相談所への送致等」というところで、現行法上は市町村から児童相談所へ送致ができますというところと、「また」以降で、市町村は児童相談所に送致したケースに関し、地域協議会における協議等を踏まえ、必要があると認めるときは、知事または所長に対し、立入調査や一時保護の実施に関し、通知するという記載があります。通知に関しては、このみです。

○奥山眞紀子構成員 ありがとうございます。

○松本座長 残りの時間があと20分となっているのですけれども、目次、全体の構成については大変重要だと思いますので、全体の構成について、もう少し意見をいただきたいと思います。

○北村構成員 目次の第2章第2節「実情の把握」の中に、居住実態が把握できない児童に対しても留意して把握に努めるというところがあるのですけれども、現在、厚生労働省から居住実態の把握ができない児童について調査の通知等が来て、市町村がそういった児童について調査しているというのがあるのですが、やはり指針の中でもそういった居住実態の把握できない児童について、何か対応をしていく部分も残しておいた方が、今後調査がなくなれば、それを気にしないのかというふうになってしまうと、それも違うのかなと思いますので、少しそこらあたりも別に出して載せていただけると、虐待の安全確認とはまたちょっと違うところがあるかなと思いますので、お願いしたいと思います。

○松本座長 今のは目次の全体の項目として起こして書いた方が良いという御意見ですね。他にいかがでしょうか。

幾つか項目で起こした方が良いとか、分けて項目立てした方が良いという御意見をいただきました。内容についてかなり深く意見いただいたのは、3章の分類に関わったところ

で、これはアセスメントなり相談の基本的な考え方と関わると思っていますので、そこは丁寧に書くということが一応全体の合意だろうと思っています。

あとは全体の構成についてということは、いかがでしょうか。

それでは、今、御意見いただいた形で、構成はこの後の居残り会議で整理をしてというふうになると思います。

残りの20分なのですけれども、この内容について、こういう書き方で良いのかとか、現場サイドから見たときの分かりやすさということもありますし、文章の検討をしないといけないと思います。それについて今ここで全部やると時間切れになりますので、進め方としては、今、このたたき台をご覧ください、ここはこう変えた方が良いのではないのかとか、このところが抜けているのではないかということ、それぞれお気づきの点があればメモをお寄せいただくということを、どなたにということではないですけれども、お願いしたいと思います。

残りの時間ですけれども、特に今、全く新しく書かなければいけない項目がありますので、そこについて、こういうことが記載されるべきであろうとか、あるいは私が下書きを書いてみようというような立候補も含めて、御意見なりをいただければと思います。

新しく書かなければいけないところは、事務局で整理していただいている資料2です。これが新たに記載する項目があるところで、市町村に求められる機能、基本的考え方等々として、かなり多いし大事なところでもあるかと思っています。これを最初から全部潰していると時間がありませんので、特にお気づきの点で、こういうことは必ず書かれるべきであろうということで御意見があればと思います。

進め方としては、この後の居残り組でその内容についても整理をして、場合によっては、この項目については構成員のそれぞれの方に、文章とは言いませぬけれども、書かれるべきメモ、項目のたたき台のようなことをお願いすることも出てくるかと思っています。

お願いします。

○加賀美構成員 この新しくいうところで、第4章第3節「都道府県（児童相談所）の指導措置について委託を受けての対応及び送致への対応」という部分ですが、これはきのうも養育の方のワーキングで議論になったところなのです。これはもともと専門委員会の方で在宅措置という議論があったと思います。在宅措置、つまり、通告のうちの90%、95%の子どもたちの在宅支援をどうするかという議論の中で、在宅措置制度の創設という考え方が提起されました。それは結果としては法律上に明確に盛り込まれたわけではありません。ただし、児童相談所の指導委託、指導措置という考え方でこれをやることになったと理解しています。そうすると、そのボリュームが今までの指導委託とか、今までは児童家庭支援センターに指導委託とか、そのような形で使われているものは非常にわずかなケースしかないわけですけれども、今度はこれを市町村に委託するというレベルで考えると、先ほどの議論からいうとかなりのボリュームの指導委託が出てくることを想定しているのか、いないのか。そういう議論も含めて、まだこれからどう考えるのかということの議論がさ

れるわけでしょうが、そういう観点からいっても、これは追記・修正する必要がある事項というところに入ってくるのではと考えます。最後の現行の内容を大幅に修正する必要がある事項という、現行はないわけですけれども、市町村にそういう指導委託が来るという考え方で、ここのところは書きぶりを考えておかなければいけないし、まだ議論が固まらない部分があるので、それをどうするのかということがちょっと気になっていますので、一応発言しました。

○松本座長 お願いします。

○後藤構成員 先ほど来議論になっている送致の部分は、新たな観点なので当然必要だと思えるのですが、それに関して、既にある記述についての検討が必要だと思っているのが、資料4の11ページ、左側一番下の(4)のところですね。都道府県と市町村の基本的な役割分担の考え方のところ、大まかには分けていますよ。以上のおりであるが、判断する具体的な基準については、それぞれの状況にもよることから、当面上記の考え方を踏まえつつ、みずから対応することが困難であると市町村が判断したケースについては、都道府県(児童相談所)が中心となって対応することを基本に調整を図ってほしいということで、この市町村の運営指針ができた12年前、市町村も児童相談所も一番関心を持ったのは、この考え方がどうなるのかということだったのです。このときに具体的な何らかの基準が出るのかと思っていたのですが、そうではなくて、こういう整理になったということで、児童相談所にいた立場からするとちょっと残念な気がしたのですが、後々にこれは良い規定だなと今も思っております。

市町村と児童相談所でもめたときに、最後の解釈基準はこれで、市町村が判断するところ。要するに市町村主体で、したがって、送致についても市町村から送致が来たものは児童相談所は受ける。逆にすると、児童相談所からの送致はそうではなくて、市町村が受けるかどうか、その同意をもって受けるとした方が良くないかな。ちょっと踏み込んだ話ですが、そこが基本だと思うのです。ここをどうするかという議論を詰めた方が良くないかなと思っています。

以上です。

○松本座長 新しくできた制度枠組みをどう解釈してここに書くかという点で大変大きな論点だと思いますので、今の点に関わって何か御意見をいただければと思います。

○鈴木構成員 私自身も送致と委託のところはずっと関心事で、コア会議でもずっと話しているのですが、効力発生時期がどこなのかというのは、法解釈の問題として決まっていないという認識で良いのかというところは、マニュアルとかに書き込むときに送致制度を作りました、委託制度を作りましたというところまでが決まっていて、あとは運用とかなのか。であれば、ここで運用方法を決めましょうという話になるのでしょうか。大前提で、例えば民法だとかそのような形で意思表示が到達したときですというような話を前提にするのかというところは、ちょっと考えなければいけないのかなということで、すぐ回答ということにはならないと思いますけれども、問題提起として。

○松本座長 そうですね。そこも大事なことです。

今の点について、事務局の方で何か考え方、あるいは確認されていることはありますでしょうか。

○竹内虐待防止対策推進室長 具体的に今、細かい内容について申し上げることは特段ないのですけれども、ただ、法律を作ったときの経緯を若干御紹介させていただくと、送致について言えば、現行、市町村から児童相談所への送致の規定は既に設けられている中で、児童相談所から逆に市町村の方に送致する規定を設けても良いのではないかと。これは全国の児童相談所長会からも御要望があったかと思えますけれども、そういう御要望を受けながら新たにまた規定を設けたということがございます。

また一方で、指導措置の委託についても、今回、規定のどこをいじったかを見ていただきますと、従前、児童家庭支援センターへもちろん指導措置を委託することができることになっておりますし、児童委員だとか幾つか委託先がある中で、その委託先の一つとして市町村を位置づけるというような法改正を行ってきております。そういう意味では、もちろん整理は整理としてしなければいけないということはございますけれども、従前置かれていた規定との兼ね合い、あるいは他の委託先との整理といったようなこともバランスを考えながら整理をしないといけないのかなという気がいたします。

○松本座長 そういうふうになると、今あるものとのバランスとなると、後藤さんから御指摘があった、今のここの規定がベースになって解釈されると考えるのが妥当ということになりますか。それとも、かなりこれが変わるのだという話になるのか。

○竹内虐待防止対策推進室長 くれぐれも誤解のないように申し上げておきますと、要は法律が規定されている以上、その法律の規定しているものにバッティングするような形での解釈は難しいので、それに反しない限りでどういう考え方をするのかというのは、ある程度幅があるのかなという気がいたします。

○奥山眞紀子構成員 専門委員の中でも、送致に関しては、賛成、反対、両方がある、私はどちらかというところでは反対派だったのですけれども、反対派の私としては、とにかく押しつけ合いにならないということを大前提にしてくださいということを相当申し上げました。そうならない手段はとりますというお話しをいただきました。そういう意味では、児童相談所から市町村への送致という場合は、当然、市町村が同意していないのに送りつけるのはなしだという話は、法律が改正される前も、法律が改正されたときの御説明でもそういう御説明を受けているので、そうなるだろうと思っています。

先ほど通知のことを聞いたのですけれども、通知は両側あるのです。児童相談所から市町村に保育園に入所させてほしいというのも通知という形になるわけですね。それは今、市町村は断れるのですか。保育園に入れることに反対なので入れられませんと言えるのですか。

○後藤構成員 私が答えるより市町村の方が詳しいと思えますけれども、児童相談所から保育所に是非と通知をすることはあります。ただ、やはりあきがないのでと断られる

ことはあります。ただ、市町村の方からも、児童相談所から通知を下さいと、その方が良いのでということでも出すこともあります。

○奥山眞紀子構成員 ありがとうございます。理解しました。

○松本座長 この送致のところを分けて項目で書くときの書く中身の議論を今していると思うのですけれども、全体の確認としては、やはり一方的な送致で押しつけ合いになることは防がなければいけない。そのために具体的に送致というのはどういう意味のある、どのように使わなければいけないことかという考え方をきちんと整理して、協働していくためにこのような手続を使っていくのだということは、きちんと繰り返し書かれなければいけないことかと思えますし、そのことについては、ここの総意だろうと思えます。どういう文言で、どういう形で書けるか、あるいはどこまで踏み込んで書けるかということはまた別でしょうけれども、方向としてはそうかなと思っています。その点は確認をしたいと思えます。

他に。

○奥山眞紀子構成員 恐らく将来的に、市町村の力がすごくついてきたら、児童相談所と市町村と常と同レベルで話し合いをして、送致は両側とも同意のもととなるのでしょうか。しかし、私は、今の段階では市町村から都道府県への送致は、送致したら送致となり、児童相談所から市町村への送致に関しては、きちんとした話し合いのもとに行うというのが良いのではないかと思っています。

○松本座長 それが現実的と言いますか、実態に合っているような気はします。

○鈴木構成員 私も基本的には同じ考えと、あと、後藤先生が言ったみたいな形で、今、現実にかこうやって書いてあるので、書かれていないのは今度、新しく来たところ。都道府県から市ということになるよということは、もともとの基本となる部分と専門的なものは児童相談所が持つよという形なので、そうではないものを受けられる基盤があるのかということで、そこは同意というのを書き込んでも法解釈としておかしくない話だし、そこは片面的というか、構成を変えるのは大事なのかなと。

あと、松本先生がおっしゃったところは、原則だから協議してやりましょうねということになるのですけれども、問題になるのは協議が調わないときなので、裁判でもノンリケットというか、立証責任をどちらが負うか、最後に裁判をやったときにそういうのはちゃんと明確にしておかないといけないのかなと。協議をして、全部やりましょう。だけれども、協議が調わなかったときはどうなのかというと、後藤先生が言ったみたいに、最後は同意で考えましょうとかいうことを書き込まないと、私たちが落ちてしまうというか、キャッチボールをやっていてボールが間ということは避けなければいけないので、そこは書き込まないといけないのかなと思えます。

○松本座長 特に今回の法改正ですごく大きなところなので、法改正して上手く協働できるようになって、谷間に落ちるところが少なくなると、趣旨とは全く違う方向に走ってしまうという危惧があるので、そこは丁寧に書かないといけないだろうと思えます。

他はいかがでしょうか。

○奥山眞紀子構成員 もう一つの27条1項2号の方の話なのですけれども、あちらの方は、今、加賀美先生がおっしゃったように、在宅でできるところをしっかりと支援を行いましょうということが背景にあるわけで、児童相談所だけの都合で委託するからやってくださいではなくて、市町村が見ていて、これは児童相談所にある程度枠組みを作ってもらわないと支援が上手く入らないという事例のは、送致して、27条1項2号をかけてもらって支援に入っていく必要があると思います。そのような広がりもしっかりと作るようなことも書き込んでいかなければいけないと思います。

○松本座長 はい。

○新澤構成員 全然別の話題なのですけれども、追記する必要ということで、子育て支援事業との関係になるのか、保育園や幼稚園との関係みたいな形になるのかは分かりませんが、今の児童相談所と市区町村ということではなくて、市区町村なら市区町村の内部で、方針としてこの子は保育園にどうしても入ってほしいとか、そういったようなことがあって、かなり意見書を出したりとか、保健の方から出ていたりとかということで、市区町村の中でいろいろルールみたいなものを決めてやっていると思うのです。そういったような事案がかなりふえてくる中で、具体的にこの指針の中でそういったところをなるべく、法的な裏づけも恐らくあるはずなのです。配慮すべきみたいなことで決まっているのですけれども、具体的には、意見書の交換をこういうふうにした方が良いとか、その辺の具体的なことがある方が、実際の拠点の運営としては助かるのではないかと思うので、是非その辺も検討して入れていただきたいと思います。

○松本座長 かなり時間が来まして、この後、居残り会議の都合もありますので、あまり延長することができないのです。ただ、今のような形で一つ一つ議論していきますと、かなりいろいろなことが出てきて、今あるものは、ここは必ず残さなければいけないとか、ここは少し削っても良いとか、少し書き直さなければいけないことが出てくることと、もう一つは追記をしていくところ、新たに書かなければいけないところについて、どういうことがポイントであるかということの議論も実はまだできていません。

お願いをしたいのは、1つは、本日の議論を踏まえまして、全体を見ていただいて、それぞれお気づきになった点、特にここは必ず残すべき、あるいはここは書きかえるべき、あるいは追記をするところで、こういうことはきちんと書いておくべきということのメモをいただくと大変ありがたいということでもあります。これは任意のお願いであります。

もう一つは、これは全く相談なしで私の考えですけれども、この後の居残り組のところでこれを全部議論していますと時間がありませんので、居残り組のところで目次の整理をすることと、ここについてはどなたかに少しメモを出していただくということも、場合によってはコアメンバーのところで確認をして、事務局からお願いをすることが出てくるかもしれませんので、そういうときには、申しわけありませんけれども、嫌と言わずに御協力いただければと思います。その人にお任せというよりも、それをもとにして次の3月

1日のワーキングに出てくるものを作るためのメモということでもあります。コアのところ
で一回整理をして、作って、抜けているところがありますので、それでもう一度全体の議
論としたいと思いますので、よろしくお願ひします。

本日はこのガイドラインの全体の方向づけなり意義ということについては、かなり議論
が出て確認ができたと思いますので、そうした意味ではそこを大事にしながら、目次につ
いてもおおむねこういう方向で、ただ、幾つか修正をした方が良いというところが出まし
たので、それはそういう形で反映をさせる。

中身について、まだ議論が始まったばかりで途中ですので、それについてはそれぞれの
ところで、御多忙のところ大変申しわけありませんけれども、お気づきの点をメモいただ
ければというふうにしたいと思います。

特に市町村の実務に当たっている方は、実務家が読んでどのように読めるかと、あるい
は新たに赴任されたり研修に使うときにも、書き方も含めてですけれども、ちゃんと使い
やすいという観点でも御意見をいただければと思っています。

それでは、本日は尻切れとんぼではありますけれども、議論を残しながら、本日のワー
キングは一旦閉じたいと思います。内容の検討はワーキングで足りなくても続きますけれ
ども、どうぞ御協力をいただければと思います。

それでは、事務局の方にお返しします。

○事務局 長時間にわたりありがとうございました。

先ほど座長からメモのお話がありましたが、メモは2月20日までに御提出いただけます
とありがたいと思っております。

それでは、次回、第7回の日程につきましては、既に御案内のとおり3月1日水曜日午
後1時から4時までを予定しております。場所については、決まり次第速やかに構成員の
皆様に御連絡させていただきますので、お願いいたします。

以上でございます。

○松本座長 どうもありがとうございました。